

木曽岬小学校ふれあいホール空調設備改修工事 設 計 図

[illegible]

[illegible]

5

監督員事務所
(2.4.1)

・ 構内建物内の一部を使用する。

・ 設置する

監督員事務所の規模(単位:m)

適用規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度
------	------	------	------	------	-------

監督員事務所の仕上げ

部 位 等	仕 上 げ
床	合板張り又はビニール床シート張り
内壁・天井	合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョン塗り
屋根	塗装溶融垂鉛めっき銅板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り

6

監督員事務所の設備、備品等
(2.4.1)(2)(7)

種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計
数量	組	台	個	個	個
種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー
数量	足	着	個	個	台
種類	消火器	掃除具	受注者加入電話	FAX	冷暖房機器
数量	個	個	台	台	台

構内既存の施設

・ 利用できる ○ 利用できない

構内既存の施設

○ 利用できる (○ 有償 ・ 無償) ・ 利用できない

構内既存の施設

○ 利用できる (○ 有償 ・ 無償) ・ 利用できない

本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。

配置

・ 図示(図面番号:)

7

仮設便所

8

工事用水

9

工事用電力

10

交通誘導警備員

6

内装改修工事

1

一般事項
(6.1.3)(2)

既存間仕切壁の撤去に伴う取り合い部分の改修範囲

改修部分	改 修 範 囲
○ 天井	○ 図示(図面番号: A-07)
・ 図示(図面番号:)	・ 図示(図面番号:)
・ 図示(図面番号:)	・ 図示(図面番号:)

(6.1.3)(3)

天井内の既存壁の撤去に伴う取り合い部の天井改修範囲

・ 図示(図面番号:) ・ ()

(6.1.3)(5)

天井の撤去に伴う取り合い部の壁面改修

・ 図示(図面番号:) ・ ()

2

既存床撤去、下地補修
(6.2.2)(1)(7)
(6.2.2)(1)(4)

既存床仕上げ材の除去等

浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去

・ 行う ・ 行わない

合成樹脂塗床材の除去等

・ 機械的除去工法 ・ 目荒し工法

3

既存壁撤去、下地補修
(6.3.2)

既存間仕切壁の撤去に伴う他の構造体の補修工法

・ ()

4

木下地等
(6.5.2)(1)(4)
(表6.5.1)

木材の含水率(工事現場搬入時、質量比)

部材名称	種 別
下地材	・ A種 ・ B種
造作材	・ A種 ・ B種

製材

「製材の日本農林規格」による製材

部位	樹種・寸法・形状	等級	含水率	保存処理	材面の品質
下地用	・ 図示(図面番号:)	・ ()	・ ()	・ ()	・ ()
針葉樹製材	・ 図示(図面番号:)	・ ()	・ ()	・ ()	・ ()
造作用	・ 図示(図面番号:)	・ ()	・ ()	・ ()	・ ()
針葉樹製材	・ 図示(図面番号:)	・ ()	・ ()	・ ()	・ ()
広葉樹製材	・ 図示(図面番号:)	・ ()	・ ()	・ ()	・ ()

(6.5.2)(2)(4)
(6.5.2)(2)(7)
(表6.5.2)

「製材の日本農林規格」以外の製材

樹種、寸法、材面の品質、防虫処理、含水率

・ 図示(図面番号:)

造作材の材面の品質

・ A種 ・ ()

樹種

部 位	樹 種	県 産 材
・ 内部間仕切軸組、床組		
・ 窓、出入口		
・ 床板張り		
・ 壁、天井下地		

(6.5.2)(3)(7)

造作用集成材

「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

部 位	品 名 ・ 樹 種	見付け材面の寸法・品質・数	厚さ
造作用集成材	・ 図示(図面番号:)	・ 図示(図面番号:)	
化粧ばり造作用	・ 図示(図面番号:)	・ 図示(図面番号:)	・ ()
集成材	・ 図示(図面番号:)	・ 図示(図面番号:)	
化粧ばり構造用	・ 図示(図面番号:)		・ ()
造作用集成柱	・ 図示(図面番号:)		

(6.5.2)(3)(4)

「集成材の日本農林規格」以外の製材

樹種、寸法、見付け材面の品質

・ 図示(図面番号:)

含水率

・ 15%以下 ・ ()

(6.5.2)(4)(7)

造作用単板積層材

「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材

部位	品名・寸法	表面の品質	防虫処理
造作用単板積層材	・ 図示(図面番号:)	・ ()	・ ()

(6.5.2)(4)(4)

「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材

寸法、表面の品質、防虫処理

・ 図示(図面番号:)

含水率

・ 14%以下 ・ ()

(6.5.2)(5)

「直交集成板の日本農林規格」による直交集成板

品名、曲げ強度、種別、接着性能、樹種及び寸法

・ 図示(図面番号:)

(6.5.2)(6)

・ 合板等

品名(品目)	樹種名	接着の程度	等級	板面の品質	防虫処理等	厚さ

(6.5.3)(1)

接合具等

造作材化粧面の釘打ち

・ 隠し釘打ち ・ ()

(6.5.3)(2)

諸金物

形状、寸法及び材質

・ 図示(図面番号:)

(6.5.5)(1)

・ 防蟻、防蟻処理

適用部位

図示(図面番号:)

保存処理性能区分()

薬剤の塗布等の処理方法()

附属書Aに基づく表面処理用木材保存剤

・ 適用する(・ 薬剤の種類() ・ 適用部材())

ボード原料接着剤への防蟻・防蟻処理()

・ 防虫処理

・ 図示(図面番号:)

(6.5.5)(2)

野縁等の種類

・ 屋内 ・ 19形 ・ ()

・ 屋外 ・ 25形 ・ ()

形式及び寸法

・ 屋外 ・ 図示(図面番号:)

・ 耐震天井 ・ 図示(図面番号:)

・ ふところ≧3.0m ・ 図示(図面番号:)

(6.6.4)

既存埋込みインサート

・ 使用する ・ 使用しない(※使用する場合は、確認試験を行う)

既存埋込みインサート、あと施工アンカーの確認試験

・ 行う(図示(図面番号:)) ・ 行わない

・ 確認試験の箇所数(箇所) ・ 確認強度()

耐震性・耐風圧性を考慮した補強

・ 図示(図面番号:)

スタッド、ランナー等の種類

○ 図示(図面番号: A-05)

6

軽量鉄骨壁下地
(6.7.3)

7

ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り
(6.8.2)
(6.8.2)(1)

材料

・ ビニル床シート【JIS A 5705(ビニル系床材)】

種類の記号	色柄	厚さ	備考
FS	無地	2.0mm	

(6.8.2)(2)

・ ビニル床タイル【JIS A 5705(ビニル系床材)】

種類の記号	色柄	寸法	厚さ	備考
KT			2.0mm	

(6.8.2)(3)(7)(4)

・ 帯電防止床シート又は床タイル

種類	性能	寸法	厚さ	備考

(6.8.2)(3)(7)

・ 視覚障害者用床タイル

種類	形状	備考
ビニル床タイル	300×300×7.0mm	

(6.8.2)(3)(2)

・ 耐動荷重性床シート

種類	厚さ	備考

(6.8.2)(3)(4)

・ 防滑性床シート又は床タイル

種類	寸法	厚さ	備考

(6.8.2)(5)

・ ゴム床タイル

種類	色柄	寸法	厚さ	備考

(6.8.3)(1)

工法

下地 ・ モルタル塗り ・ セルフレベリング材塗り ・ 木下地 ・ その他()

(6.8.3)(2)(7)

ビニル床シート張り

熱溶接工法 ・ 適用する ・ 適用しない

(6.9.2)(1)

・ 織じゅうたん

種別	糸の種類	パイルの形状	帯電性	品質の程度	色柄
・ A種	・ ソモ	・ カットパイル	・ 人体帯電圧	・ 3KV以下	・ 無地
・ B種	・ 紡糸	・ ループパイル	・ 3KV以下	・ ()	・ 柄物
・ C種	・ ()	・ カット、ループ併用	・ ()		

品質の程度欄に記載した商品名は、品質の程度を示すための参考商品名である。(以下同様)

(6.9.2)(2)

・ タフテッドカーペット

パイルの形状	パイル長(mm)	帯電性	工法	品質の程度
・ カットパイル		・ 人体帯電圧	・ 全面接着工法	
・ ループパイル		・ 3KV以下	・ グリッパ工法	・ ()
・ カット、ループ併用		・ ()		

(6.9.2)(3)

・ タイルカーペット

種類	パイルの形状	寸法(mm)	総厚さ(mm)	品質の程度
	・ カットパイル	・ 500×500	・ 6.5	・ ()
	・ ループパイル	・ ()	・ ()	

(6.9.2)(4)

下敷き材

・ 第2種第1号、厚さ8mm ・ ()

(6.9.2)(5)

見切り、押え金物

・ 適用する(材質、種類及び形状 図示(図面番号:))

(6.9.3)(3)

織じゅうたんの接合方法

・ ヒートボンド工法 ・ ()

(6.9.3)(5)

タイルカーペットの敷き方

平場	・ 市松敷き ・ 模様流し ・ ()
階段部分	・ 市松敷き ・ 模様流し ・ ()

9

合成樹脂塗床
(6.10.3)(2)(a)
(表6.10.4)
(6.10.3)(2)(b)
(6.10.3)(3)
(表6.10.5)~
(表6.10.8)

弾性ウレタン樹脂系塗床の仕上げ種類、工程

・ 平滑仕上げ ・ 防滑仕上げ ・ つや消し仕上げ

エポキシ樹脂系塗床の仕上げ種類

・ 薄膜流しのべ仕上げ(平滑 ・ 防滑) ・ 厚膜流しのべ仕上げ(平滑 ・ 防滑)

・ 樹脂モルタル仕上げ(平滑 ・ 防滑) ・ 厚膜型塗床仕上げ(平滑)

10

フローリング張り
(6.11.4)
(表6.11.2)

・ 釘留め工法

材 料	種 別	樹 種
・ フローリングボード(根太張用)		
・ フローリングボード(直張用)		・ なら
・ 複合フローリング(根太張用)	・ A種 ・ B種 ・ C種	・ ()
・ 複合フローリング(直張用)		

防湿処理

・ 図示(図面番号:)

・ 接着工法

材 種	樹 種	厚 さ	幅 ・ 長 さ
・ フローリングボード(直張用)			
・ 複合フローリング(直張用)	・ なら		
・ A種 ・ B種 ・ C種	・ ()		
・ フローリングブロック(直張用)			

緩衝材

・ 合成樹脂発泡シート ・ 図示(図面番号:)

(6.11.5)
(表6.11.5)
(表6.11.6)

下地調整

・ ()

塗装

・ ウレタン樹脂ワニス塗り(1液形、B種) ・ オイルステイン塗りのうえワックス塗り

・ 生地そのままワックス塗り ・ ()

(6.11.6)

塗替え

種別

・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種

・ D種の畳床 K T ー (・ I ・ II ・ III ・ K ・ N)

衝撃緩和型畳の畳表(J I S A 5902)

・ C 1 ・ C 2

11

畳敷き
(6.12.2)
(表6.12.1)

12

せっこうボード、その他ボード及び合板張り
(6.13.2)
(表6.13.1)

材 種

種 別

厚 さ (mm)

○ せっこうボード

壁

・ 9.5(準不燃)

○ 12.5(不燃)

天井

○ 9.5(準不燃)

・ 12.5(不燃)

・ 化粧せっこうボード

・ トラバーチン模様

・ 9.5(不燃)

・ 9.5(準不燃)

・ 木目模様

・ 9.5(不燃)

・ 9.5(準不燃)

○ ロックウール化粧吸音板

○ 普通

・ 9() ・ ()

○ 立体模様

・ 9() ○ (19)

・ けい酸カルシウム板

・ タイプⅡ0.8FK

(6.13.3)(4)(7)
(6.13.3)(7)(7)
(表6.13.5)

合板類の張付け

・ A種 ・ B種

せっこうボードの目地工法

・ 縦目処理 ・ 突付け(ベベルエッジ ・ スクエアエッジ) ・ 目隠し(ベベルエッジ ・ スクエアエッジ)

12

木製建具
(5.7.2)

含水率

・ A種 ・ B種

・ フラッシュ戸

表面材

・ ()

厚み

・ 改修標準仕様書表5.7.6 ・ ()

表面材の品質等

・ 改修標準仕様書5.7.2(2)(イ)(a)~(c) ・ ()

・ M D F

表表面の状態による区分

・ ()

曲げ強さによる区分

・ ()

接着剤による区分

・ ()

難燃性による区分

・ ()

・ 引戸の召合せかまちをいんろう付きとする

・ かまち戸

見込み寸法

・ 36mm ・ ()

かまち及び鏡板の樹種

・ ()

・ ふすま

見込み寸法

・ 19.5mm ・ ()

種別

・ I種 ・ II種

ふすま紙の上張り種類

・ ()

線の仕上げ

・ ()

・ 戸ぶすま

見込み寸法

・ 30mm ・ ()

表面材

・ ()

厚み

・ 改修標準仕様書表5.7.6 ・ ()

表面材の品質等

・ 改修標準仕様書5.7.2(2)(イ)(a)~(c) ・ ()

・ M D F

表表面の状態による区分

・ ()

曲げ強さによる区分

・ ()

接着剤による区分

・ ()

難燃性による区分

・ ()

・ 引戸の召合せかまちをいんろう付きとする

上張りの種類

・ ()

・ 紙張り障子

見込み寸法

・ 30mm ・ ()

枠及びくづりの材料

・ ()

13

建具用金物
(5.8.2)

金物の見え掛かり部等の材質等

・ 改修標準仕様書(表5.8.1)による

・ 図示(図面番号:)

マスターキー

・ 製作する ・ 製作しない

引渡用鍵箱

・ 必要 ・ 不要

14

自動ドア開閉装置
(5.9.2)
(5.9.3)(表5.9.4)
(5.9.3)(9)

駆動装置及び検出装置の性能値(・ 車椅子使用者用便房出入口用)

・ 図示(図面番号:)

引き戸用検出装置の種類

・ 図示(図面番号:)

凍結防止措置

・ あり ・ なし

15

タイル張り
(6.16.2)
(6.16.3)

伸縮調整目地

位置

・ 図示(図面番号:)

タイルの種類

施工箇所	形状	寸法	耐滑り性	標準・特注色の別	耐凍害性の有無

試験張り

・ 行う ・ 行わない

見本焼き

・ 行う ・ 行わない

既調査モルタル

・ 使用できる ・ 使用できない

(6.16.3)(2)

備考

木曽岬小学校ふれあいホール空調設備改修工事

2025-06

建築 改修特記仕様書(2)

N・S

設計担当者

A-02

公益財団法人

三重県建設技術センター

7

塗装改修工事

16セルフレベリング材塗り
(6.17.2)(6.17.3)

17断熱材
(9.5.2)

(9.5.3)

1材料
(7.1.3)

2下地調整
(7.2.1～7.2.7)
(表7.2.1)～
(表7.2.7)

3素地ごしらえ
(7.3.1～7.3.7)
(表7.3.1)～
(表7.3.7)

4錆止め塗料塗り
(7.4.2)(7.4.3)
(表7.4.3)～
(表7.4.5)

5合成樹脂調合ベ
イント塗り(SOP)
(7.5.3～7.5.4)
(表7.5.1)～
(表7.5.3)

6クリアラッカー
塗り(QL)
(7.6.2)(表7.6.1)

7アクリル樹脂系非水
分散形塗料(NAD)
(7.7.2)(表7.7.1)

8耐候性塗料塗り
(DP)(7.8.2)～
(7.8.4)
(表7.8.3)

9つや有合成樹脂
エマルションペ
イント塗り
(EP-G)
(7.9.2)～(7.9.5)
(表7.9.1)～
(表7.9.4)

10合成樹脂エマ
ルションペイン
ト塗り(EP)
(7.10.2)
(表7.10.1)

11ウレタン樹脂
ワニス塗り
(UC)
(7.11.2)
(表7.11.1)

12ステイン塗り
(7.12.2)
(表7.12.1)

13木材保護塗料
塗り(WP)
(7.13.2)
(表7.13.1)

・ せっこう系 ・ セメント系
塗厚 () mm

断熱材打込み工法

種類	種別	厚さ〔mm〕	施工箇所
・ ビーズ法ポリスチレンフォーム			
・ 押出法ポリスチレンフォーム			
・ A種硬質ウレタンフォーム			
・ フェノールフォーム			

断熱材現場発泡工法（吹付硬質ウレタンフォーム）

種類	厚さ〔mm〕	施工箇所
・ A種 1		・ 窓回り等の断熱材補修部分、ルーフドレン回りの床版下等、部分的に後張りとしなければならない箇所
・ A種 1 H	・ ()	・ ()
・ ()		・ ()

・ 屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
・ 次の箇所を除き防火材料とする。（箇所： ()）

既存塗膜の除去範囲（塗り替えてR B種の場合）
・ 図示（図面番号： ()）

種別	下地	種別	ひび割れ部の補修
・ 木部		・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	
・ 鉄鋼面		・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	
・ 亜鉛めっき鋼面		・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	
・ モルタル、せっこうプラスター面		・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	・ 行う
・ コンクリート、ALCパネル面		・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	・ 行う
・ 押出成形セメント板面、コンクリート面（DP塗装）		・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	・ 行う
・ せっこうボード、その他ボード面		・ RA種 ・ RB種 ・ RC種	

種別	下地	種別
○ 木部		○ A種 ・ B種
・ 鉄鋼面		・ A種 ・ B種 ・ C種
・ 亜鉛めっき鋼面		・ A種 ・ B種
・ モルタル、せっこうプラスター面		・ A種 ・ B種
・ コンクリート、ALCパネル面		・ A種 ・ B種
・ 押出成形セメント板面、コンクリート面（DP塗装）		・ A種 ・ B種
・ せっこうボード、その他ボード面		・ A種 ・ B種

錆止め塗料種別
鉄鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種
亜鉛めっき鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種

錆止め塗料塗り種別
鉄鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種 亜鉛めっき鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種

塗料種別 ・ 1種 ・ ()

種別	下地	種別
○ 木部		○ A種 ○ B種 ・ C種
・ 鉄鋼面		・ A種 ・ B種 ・ C種
・ 亜鉛めっき鋼面		・ A種 ・ B種 ・ C種

種別
木部 ・ A種 ・ B種

種別
・ A種 ・ B種

上塗り等級 ・ 1級（フッ素系） ・ 2級（シリコン系） ・ 3級（ポリウレタン系）

下地	種別
コンクリート面及び 押出成形セメント板面	・ A－1種 ・ A－2種 ・ B－1種 ・ B－2種 ・ C－1種 ・ C－2種

種別

下地	種別
コンクリート、モルタル、 プラスター、せっこうボード、 その他ボード面	・ A種 ・ B種 ・ C種 しみ止め ()
木部（屋内）	・ A種 ・ B種 ・ C種
鉄鋼面（屋内）	・ A種 ・ B種 ・ C種
亜鉛めっき鋼面（屋内）	・ A種 ・ B種

種別
・ A種 ・ B種 ・ C種
しみ止め ・ ()

種別
・ A種 ・ B種
工程 1 の着色 ・ 適用する ・ 適用しない

種類 ・ ビグメントステイン塗り ・ オイルステイン塗り
オイルステイン塗りの工程、塗料 ・ ()

種別
・ A種 ・ B種

9環境配慮改修工事

1石綿含有建材の
除去工事
(9.1.1)

(9.1.3)

(9.1.4)

(9.1.5)

(9.1.6)

2外断熱改修工事
(9.2.2)

(9.2.3)

(9.2.4)

・ 石綿粉じん濃度測定
測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点 (各施工箇所ごと)
・	測定 1	処理作業前	処理作業室内	計 点
・	測定 2		調査対象室外部の付近	計 点
・	測定 3	処理作業中	処理作業室内	計 点
・	測定 4		負圧・除じん装置の排出吹出し口	出口吹出し風速1m/s 以下の位置 計 点
・	測定 5		処理作業室外（敷地境界）	計 点
・	測定 6	処理作業後 (シート養生中)	処理作業室内	計 点
・	測定 7	処理作業後シート撤去後 1 週間以降	調査対象室外部の付近	計 点
・	測定 8			

測定方法

	測定 3	測定 1,2,4,6,7,8	測定 5
メンブレンフィルタ直径(mm)	25	25	47
試料の吸引流量(L/min)	・ 1 ・ ()	・ 5 ・ ()	・ 10 ・ ()
試料の吸引時間(min)	・ 5 ・ ()	・ 120 ・ ()	・ 240 ・ ()

(9.1.3)

・ 石綿含有吹付け材の除去
除去対象範囲 ・ 図示（図面番号： ()）
除去工法 ・ 改修標準仕様書9.1.3(2)(7)による ・ ()
除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止
・ 湿潤化 ・ 圓形化
除去した石綿含有吹付け材等の処分
・ 埋立処分（管理型最終処分場） ・ 中間処理（溶融又は無害化による）

(9.1.4)

・ 石綿含有保溫材等の除去
除去対象範囲 ・ 図示（図面番号： ()）
除去方法 ・ 改修標準仕様書9.1.4(1)による ・ ()
除去した石綿含有保溫材等の処分
・ 埋立処分（管理型最終処分場） ・ 中間処理（溶融又は無害化による）

(9.1.5)

・ 石綿含有成形板の除去
除去対象範囲 ・ 図示（図面番号： ()）
石綿含有せっこうボードの処分
・ 埋立処分（管理型最終処分場）
石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板の処分
・ 埋立処分（安定型最終処分場） ・ 中間処理（溶融又は無害化による）

(9.1.6)

・ 石綿含有仕上塗材の除去
除去対象範囲 ・ 図示（図面番号： ()）
除去方法 ・ ()
除去した石綿含有仕上塗材等の処分
・ 埋立処分（安定型最終処分場） ・ 中間処理（溶融又は無害化による）
汚泥としての処理 ・ 必要 ・ 不要
※大気汚染防止法および石綿障害予防規則に加え、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏い防止対策徹底マニュアル(令和3年3月)」に基づき適切に処理すること。
・ 除去等作業の結果報告
除去等作業が終了したときは環境省令で定めるところにより、その結果を遅滞なく発注者に書面で報告すること。

断熱材

種類	厚さ〔mm〕
・ ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	
・ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材 (スキンなし)	
・ 硬質ウレタンフォーム断熱材	
・ フェノールフォーム断熱材	
・ ロックウール断熱材	
・ グラスウール断熱材	
・ ()	

施工箇所
・ 図示（図面番号： ()） ・ ()

外装材

種類	防火性能	備考
・		

(9.2.3)

既存外壁の措置
既存外壁仕上げ材の撤去 ・ あり ・ なし
下地面の清掃 ・ 行う ・ 行わない
欠損部の改修工法 ・ 充填工法 ・ モルタル塗替え工法 ・ ()

(9.2.4)

工法
通気層の有無 ・ あり (mm) ・ なし
断熱材の施工 ・ 断熱材製造所の仕様による ・ ()
外装材の施工 ・ 外装材製造所の仕様による ・ ()
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
・ 適用する（建築基準法に基づき定まる風圧力の（ ・ 1 ・ 1.15 ・ 1.3）倍の風圧力に対応した工法）
・ 適用しない
不陸等の下地調整 ・ 行う

3断熱・防露改修
工事
(9.3.2)

(9.3.3)

(9.3.4)

4屋上緑化改修工
事
(9.4.1)
(9.4.2)
(9.4.3)

5透水性アスファ
ルト舗装改修工
事
(9.5.2)～
(9.5.7)
(9.5.9)

・ 断熱材打込み工法

種類	厚さ〔mm〕
・ ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	
・ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材 (スキンなし)	
・ 硬質ウレタンフォーム断熱材	
・ フェノールフォーム断熱材	
・ ()	

施工箇所 ・ 図示（図面番号： ()） ・ ()

(9.3.3)

・ 断熱材現場発泡工法
断熱材の種類 ・ A種 1 ・ A種 1 H ・ ()
厚さ〔mm〕 ・ 25 ・ 30 ・ ()
施工箇所 ・ 図示（図面番号： ()）

・ 現場発泡断熱材
（品質・性能）
工事建築材料等品質性能表による
（試験方法）
工事建築材料等品質性能表による

(9.3.4)

・ 断熱材後張り工法

種類	せっこうボード等の張り付け	厚さ〔mm〕
・ ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	・ 有 ・ 無	
・ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材	・ 有 ・ 無	
・ 硬質ウレタンフォーム断熱材	・ 有 ・ 無	
・ フェノールフォーム断熱材	・ 有 ・ 無	
・ ()	・ 有 ・ 無	

施工箇所 ・ 図示（図面番号： ()） ・ ()

植栽基盤及び材料
屋上緑化軽量システム
・ 適用する ・ 適用しない
芝及び地被類の樹種並びに種類等 ・ 図示（図面番号： ()） ・ ()
見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等 ・ 図示（図面番号： ()） ・ ()

工法
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
・ 適用する（建築基準法に基づき定まる風圧力の（ ・ 1 ・ 1.15 ・ 1.3）倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法）
・ 適用しない
かん水装置 ・ 設置する（種類 ・ ()）
既存保護層の撤去 ・ 行う ・ 行わない

既存舗装の撤去及び再利用 ・ 図示（図面番号： ()） ・ ()

路床

路床の材料

種別	材料	厚さ〔mm〕
・ 盛土	・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 建設汚泥から再生した処理土	・ 図示（図面番号： ()） ・ ()
・ 凍上抑制層	・ 再生クラッシャラン ・ クラッシャラン ・ 切込み砂利 ・ 川砂、海砂又は良質な山砂 (7μmふるい通過量10%以下) ・ ()	・ 図示（図面番号： ()） ・ ()
・ フィルター層	・ 砂 ・ ()	・ 図示（図面番号： ()） ・ ()

路床安定処理
・ 添加材料による安定処理
種類 ・ 普通ポルトランドセメント ・ フライアッシュセメントB種
・ 生石灰（・特号 ・ 1号） ・ 消石灰（・特号 ・ 1号）
添加量 (kg/m2)（目標CBR ・ 5以上 ・ ()）

・ ジオテキスタイル
単位面積質量 ・ 60g/m2以上 ・ ()
厚さ〔mm〕 ・ 0.5～1.0 ・ ()
引張強さ ・ 98N/5cm (10kgf/5cm) 以上 ・ ()
透水係数 ・ 1.5×10⁻⁴ -1cm/sec 以上 ・ ()

試験
路床土の支持力比（CBR）試験 ・ 行う ・ 行わない
路床締固めの試験 ・ 行う ・ 行わない
現場CBR試験 ・ 行う ・ 行わない

路盤
路盤の構成及び厚さ ・ 図示（図面番号： ()） ・ ()
路盤材料 ・ 再生材のクラッシャラン
・ クラッシャラン鉄鋼スラグ
・ 図示（図面番号： ()）
・ ()

試験
路盤締固めの試験 ・ 行う ・ 行わない

舗装

材料	厚さ〔mm〕
ストレートアスファルト	・ 図示（図面番号： ()） ・ ()

試験
開粒度アスファルト混合物等の抽出試験 ・ 行う ・ 行わない
舗装の平たん性 ・ 著しい不陸がないもの ・ ()

備考

公益財団法人
三重県建設技術センター

Job Title
木曽岬小学校ふれあいホール空調設備改修工事

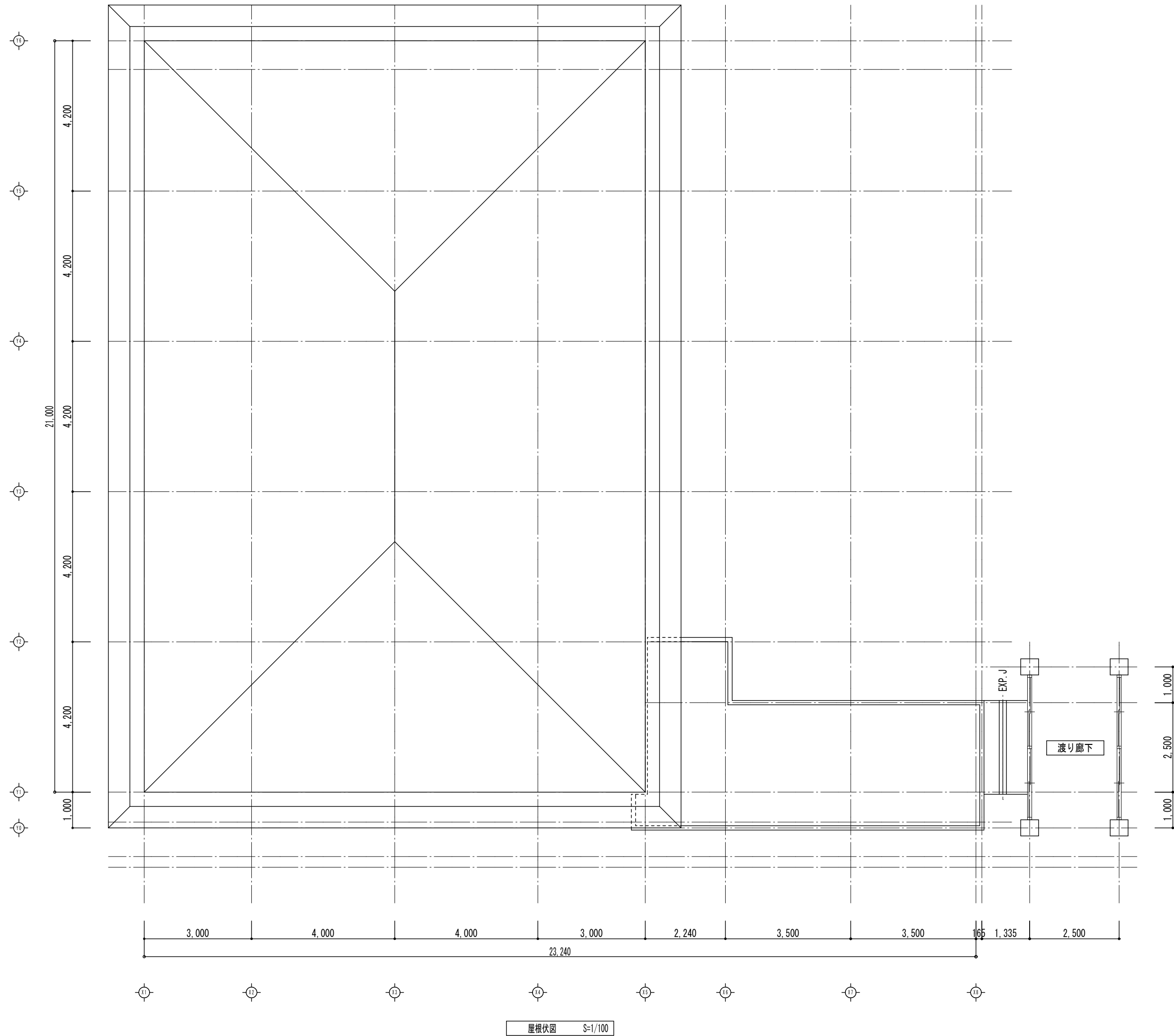
Drawn Title
建築 改修特記仕様書（3）

設計担当者

DATE
2025－06

SCALE
N・S

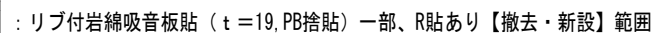
A－03



備考	

公益財団法人
三重県建設技術センター

Job Title 木曽岬小学校ふれあいホール空調設備改修工事 Drawing Title 屋根伏図（改修前・改修後） 設計担当者	DATE 2025- 06	
	SCALE A2=1/100 A3=1/140	
	A - 0 6	



(A)	リブ付岩綿吸音板貼 (t=19, PB捨貼) 一部、R貼あり 【撤去・新設】	LGS	塩ビ
(B)	化粧石膏ボード (t=9) 貼【既設のまま】	LGS	塩ビ
(C)	けい酸カルシウム板 (t=6.0) 目透貼 AEP吹付 【既設のまま】	LGS	塩ビ
(D)	既設梁型、床版下：高圧洗浄の上、AEP吹付 【既設のまま】		
(E)	PB (t=9) 目透貼 AEP吹付【既設のまま】	LGS	塩ビ

Architectural floor plan showing a room layout with a grid system. The plan includes dimensions for the grid lines and the overall room size. Callouts (A) through (H) are placed at various locations on the plan, corresponding to the material schedule table.

Dimensions (mm):

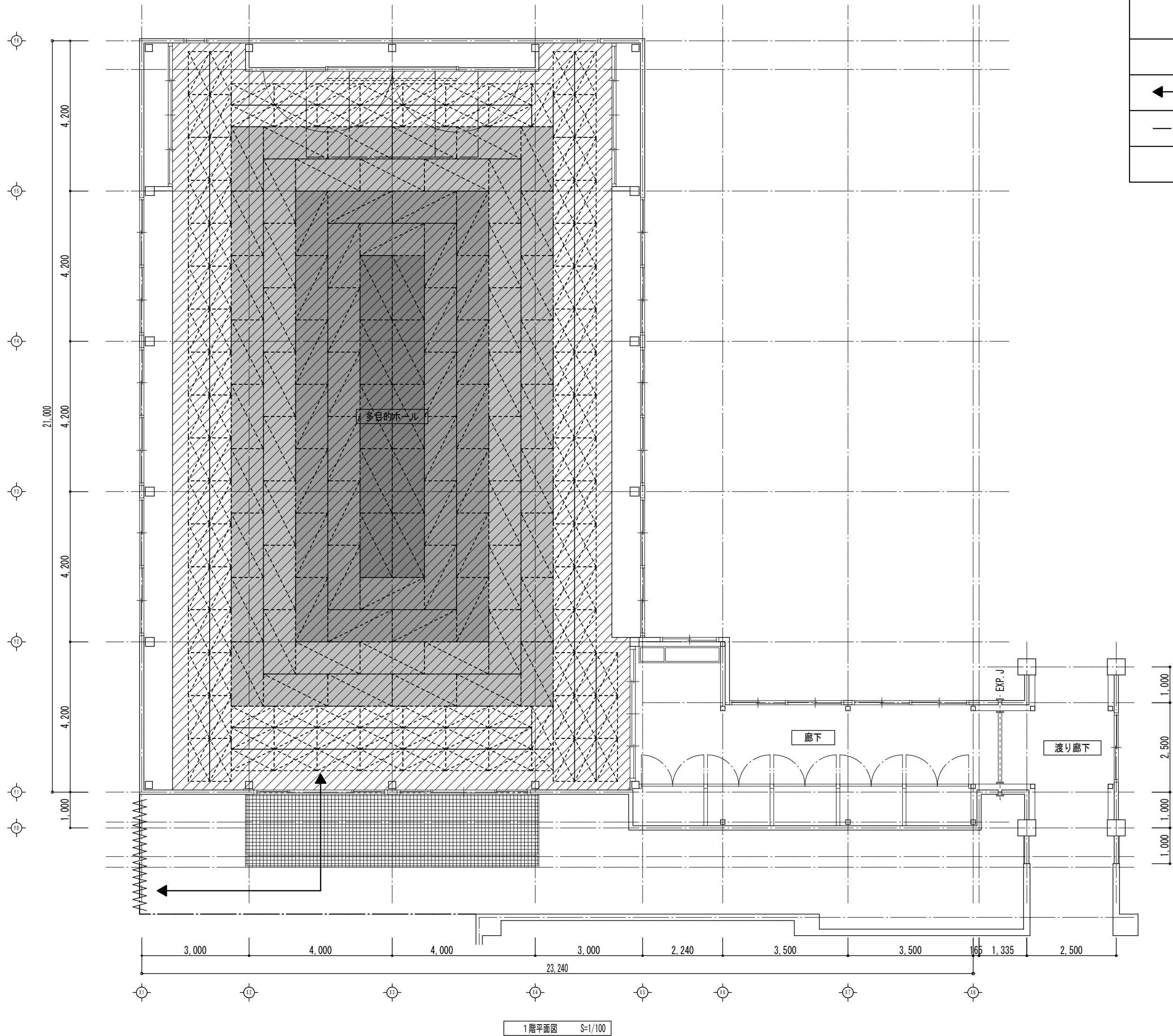
- Overall width: 23,240
- Overall depth: 21,000
- Grid line spacing (width): 3,000, 4,000, 4,000, 3,000, 2,240, 3,500, 3,500, 165, 1,335, 2,500
- Grid line spacing (depth): 4,200, 4,200, 4,200, 4,200, 4,200, 1,000

Callouts (A) through (H) are placed at various locations on the plan, corresponding to the material schedule table.

天井伏図	S=1/100
------	---------

公益財団法人
三重県建設技術センター

Job Title										DATE	
木曽岬小学校ふれあいホール空調設備改修工事										2025 - 06	
Drawing Title										SCALE	
天井伏図（改修前・改修後）										A2=1/100 A3=1/140	
設計担当者										A - 0 7	



凡 例		
	足場：くさび緊結式足場 建地 W=900 手すり先行方式 2段手すり、巾木板共 メッシュシート養生 I 類	
: h=4,000	: h=3,500	: h=3,000
	足場：くさび緊結式足場 建地 W=600×h=2500 手すり先行方式 2段手すり、巾木板共 メッシュシート養生 I 類	
	床養生：ビニルシート等養生	
	作業員通路	
	仮囲：ガードフェンス（目隠シ型）H＝1, 8 0 0	
	ジャバラゲート W＝3, 0 0 0	

備考		公益財団法人 三重県建設技術センター	Job Title	木曽岬小学校ふれあいホール空調設備改修工事	DATE	2025- 06
			Drawing Title	仮設計画図	SCALE	A2=1/100 A3=1/140
			設計担当者			
						A - 0 8

電気設備工事特記仕様書

工事名称

木曽岬小学校ふれあいホール空調設備改修工事

I. 工事概要

1 工事場所

三重県桑名郡木曽岬町大字田代160番地 地内

2 敷地面積

3 工事内容

標名称

ふれあいホール

構造

鉄骨造

建築面積

334.55 m²

362.55 m²

内装改修工事、照明設備改修工事、空調設備改修工事

4. 工事種目

下記において●印を付した工事を対象とする。

●電力設備

・受変電設備

・電力貯蔵設備

・発電設備

・通信・情報設備

・中央監視制御設備

・医療関係設備

・構内配電線路

・構内通信線路

・その他

II. 共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。

・三重県公共工事共通仕様書（令和5年7月改定版）

・三重県建設工事実務必携（令和5年4月1日版）

・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編・電気（機械）設備工事編 各令和4年版）

「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編・電気（機械）設備工事編 各令和4年版）

「公共建築設備工事標準図」（電気設備工事編・機械設備工事編 各令和4年版）

・電気設備に関する技術基準を定める省令（電気設備技術基準）

・電気工事業の業務の適正化に関する法律

・電気工事法

・労働安全衛生法

・消防関連法規（条例・所轄署指導要領を含む。）

・電力会社供給約款

・その他関連法令、関連諸基準

III. 一般共通事項

下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。

1. 一般事項

(1) 工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し監督員指示の下に意欲かつ誠実に施工すること。

(2) 設計図面に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書のとおりに施工することで将来不具合が発生しうと予想される場合については、その都度、監督員と協議すること。

なお、設計図書のとりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は、協議のうえ改善策を講じること。

(3) 他工事との取合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は、監督員の指示により手直し施工を行うこと。

2. 技術検査

中間技術検査 実施回数（＊）回 実施する段階（＊＊＊）

3. 火災保険等

三重県建設工事請負契約書第52条第1項の規定により、火災保険、組立保険又はその他の保険等に加えし、その加入証券等を提示しなければならない。

① 保険の目的物

工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）

② 保険の加入期間

工事着手後速やかに加入し、完成引渡しまでの間

③ 保険金額

原則として請負金額に相当する金額

4. 足場等

●別契約の関係受注者（下請け工事の場合は元請け）が定置したものは無償で使用する。

・本工事で設置する。

足場を設ける場合には、「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）第1編第2章2.2より足場の種別は以下による。

●内部足場（●A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 ・ F種 ・ G種）

・外部足場（・A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 ・ F種）

高さ5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）によるものとする。

5. 三重県産業廃棄物税

本工事は産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には、完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に、別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書添付して、当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。

なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。

6. 電気工作物の種類

●一般電気工作物 ・ 自家用電気工作物

7. 電気工事士

電気工事士法の区分により施工するものとし、契約電力が500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工するものとする。

8. 電気工事業の業務の適正化に関する法律

電気工事者の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

9. 電気保安技術者

電気工作物に係る工事は電気保安技術者を配置し、工事期間中の電気工作物の保安業務を行う。

また、電気主任技術者が選任されている施設においては、電気主任技術者に工事内容の説明を行い、工事の調整にあたる指導を受けるものとする。

なお、電気主任技術者の立会費用は、下記のとおりとする。
・受注者負担　・不要　・その他（ ）

10. 品質計画
品質計画については、監督員の承諾を受けること

11. 測定機器の校正等
試験に使用する計測器類は2年以内の校正証明書（写）又は有効期限内の精度保証書（写）等を出する。
また、照度計、騒音計、振動レベル計等の特定計量器を用いて計測する場合は、計量法に基づく検定に合格し、かつ検定有効期限内のものを使用する。

12. 施工計画等
受注者は施工に先立ち、次の書類を提出し監督員と打合せを行う。
なお、書類の作成においては、関連する関係者と十分に調整すること。
① 総合施工計画書
包含工事の場合は、電気設備工事施工計画書とする。
② 工種別施工計画書（施工要領書）
各種工種ごとに作成し、停電及び搬入計画書も作成する。
③ 施工図（プロット図、平面図、展開図、各種詳細図）
主要機器、重量機器、3kg超過吊器具類等については、固定方法、吊り方法等の詳細図を作成し、十分な耐震性能を確保する施工方法を提案すること。
④ 耐震計算書、幹線計算書等
⑤ 照度分布図、センサ動作範囲図など

13. 機材等
工事に使用する材料及び機器等については、次の書類を提出する。
① 使用機材届出書
② 機器明細図
使用機材届出書に記載のもの他、監督員の指示による。
③ 各種計算書
設計図書による他、監督員の指示による。
④ 機材の品質・性能証明
設備機材については、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明資料（「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」（（一社）公共建築協会）による場合は評価書の写し）を監督員に提出する。また、品質が求められる水準以上であれば、県内生産品の優先使用に努め、「みえ・グリーン購入基本方針」に準ずること。
建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。
三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用すること。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員との協議による。
（認定製品の品名： ）
下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するよう努めること。
（認定製品の品名：間伐材製工事用パリケード・看板・標示板・ ）

14. 工事写真
営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（令和5年版））に従い、工事写真を撮影すること。
なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化について（令和5年3月1日付付国営建築第14号）」による。

15. 施工条件
監督員及び関係部局と協議調整し決定すること。
(1) 施工可能日
・指定なし
・一部指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等）
●指定あり
指定日（ ）・施設休業日 ●打ち合わせ ・その他（ ）
(2) 施工可能時間帯
・指定なし
・一部指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等）
●指定あり
指定時間（ ）時～（ ）時 ●打ち合わせ ・その他（ ）
(3) 概成工期
・適用する（工事期日より（ ）日前） ・適用しない
(4) その他（ ）

16. 埋蔵文化財調査
埋蔵文化財の調査が行われる場合は協力すること。
・試掘調査を実施する（発見された場合、発掘調査等の実施あり） ・発掘調査等の実施あり

17. 部分引渡し等
部分引渡し等がある場合は協力すること。
・部分引渡しあり ・部分使用あり
該当部分（ ） 時期（ ）

18. 事故の発生時
工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。
なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取調査、検証等に協力すること。

19. 建設副産物情報交換システムへの登録
請負金額100万円以上の工事について、受注者は工事着手前に「再生資源利用計画書」（建設資材の搬入がある場合）及び「再生資源利用促進計画書」（建設副産物の搬出がある場合）を作成し、施工計画書に含めて監督員へ写しを提出するとともに法令等に基づき、再生促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
また、工事完了後には「再生資源利用実施書」（建設資材の搬入があった場合）及び「再生資源利用促進実施書」（建設副産物の搬出があった場合）をすみやかに作成し、監督員へ写しを提出すること。
なお、各計画書及び実施書の作成等は、J A C I C が運営する「建設副産物情報交換システム」に登録のうえ、行うこと。

20. 発生材の処理等
・本事業は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事である
分別解体等及び特定建設資材の再資源化の実施について適正な措置を講ずることとする。工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。
分別解体等の方法
工種 ・新築 ・増築 ・修繕 ・模様替 ・解体 ・その他（ ）
分別解体の方法 ・手作業 ・手作業 ・手作業、機械作業併用
(1) 引き渡しを要するものは下記のとおりとし、それ以外は別途監督員の指示による。

(2) 特別管理産業廃棄物
・変圧器 ・コンデンサ ・その他 ()
現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。

なお、施工に際してPCB等特別管理産業廃棄物及び疑わしき機器等を発見した場合は、監督員に報告し対応を協議するものとする。

(3) 現場内において再利用を図るもの
・発生土 ・その他 ()

(4) 再資源化を図るもの
・コンクリート塊 ・アスファルトコンクリート塊 ・建設発生木材 ・()

(5) 水銀使用製品産業廃棄物と取り扱うもの
・蛍光ランプ ・H1ロランプ (高輝度放電ランプ) ・その他 ()
「水銀廃棄物ガイドライン 第3版」(令和3年3月 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課)に基づき適切に処理すること。

(6) 発注者へ引き渡すものについては「現場発出品調書」を提出すること。
また、再利用を図るものについても調書を作成し、監督員へ提出すること。

(7) 引き渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。

21. 電子納品
(1) 工事写真は「営繕工事に係る電子納品マニュアル(デジタル工事写真編)」等に基づき、電子媒体も提出すること。
(2) 工事完成図書は「営繕工事に係る電子納品マニュアル(工事完成図書編)」等に基づき、電子媒体も提出すること。

22. 官公署への手続き
工事の着手、着工、完成にあたり、関係官公署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。
なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。
・消防設備関係 ・電気工作物関係 ・受電関係 ・通信関係 ・建設工事関係
・その他 ()

23. 消防法関係の手続き
(1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成
・本工事 ・建築工事 ・電気設備工事 ・機械設備工事 ・別途工事
(2) 防火対象物使用開始届出書
書類の作成(電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入)を行うこと。

24. 工事用仮設物
構内への設置 ・できる(施設管理者と協議) ・できない

25. 工事用電力、水、その他
(1) 本工事に必要な工事用電力、水等の費用は受注者の負担とする。
(2) 本工事で新規受電または既設受電回路に接続し、通電した時から工事の範囲の電力料金も本工事に含まれる。また、本受電後、引渡しまでの電気主任技術者の選任及びこれに伴う費用負担も本工事に含まれる。

26. 工事中等の保安監理
電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は本工事に含まれる。

27. 搬入計画
大型機械、重量物等の搬入前に、搬入経路の有効寸法(扉、天井高さ、搬入経路上の曲がり等)、障害物(足場等)、養生方法、運送車両、揚重機械、搬入機械の種類、台数及び数量、雨天の場合の処置、受入検査の方法等を記載し監督員に提出する。

28. 製品確認
発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するような規格品でない製品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認をするものとする。

29. 機材等の検査及び試験
検査及び試験を行うべき機材等は、設計図書によるほか、監督員の指示による。

30. 完成確認及び完成検査時等の電源確保
機器の動作確認、電圧、極性、相回転等確認できるように電源を確保すること。

31. 完成時の操作説明
総合整備等の必要な機器については、使用開始前に操作説明を行うものとする。また、必要に応じて操作説明書、操作注意事項書を作成し、機側に備えるものとする。

32. 不正経油の使用の禁止
(1) 工事現場で使用し、又は使用させる車両(資機材の搬出入車両を含む。)並びに建設機械等の燃料として、不正経油(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。
(2) 受注者は、果が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。
(3) 受注者は、不正経油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正経油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。

33. 下請次数制限及び県内(管内)企業優先使用
(1) 本工事における下請の次数は、2次(建築一式工事は3次)までとする。
なお、その次数を超える下請契約を締結する場合は、下請契約締結前に書面により発注者の承諾を得ること。
(2) 本工事において、下請契約を締結する場合は、当該契約の相手方(2次以下の請負人を含む)を三重県内に本店(建設業法において規定する主たる営業所を含む)を有する者の中から選定するよう努めること。また、工事場所を所管する建設事務所管内又は隣接する建設事務所管内に本店(建設業法において規定する主たる営業所を含む)を有する者を優先して選定するよう努めること。
なお、県外企業を下請契約の相手方に選定する場合は、下請契約締結前に書面により発注者に報告を行うこと。

34. 総合評価方式
総合評価方式の工事において、技術提案の不履行があった場合は、本工事の完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件(以下「発注工事」という。)で、貴社の評価点において発注工事の技術評価点(満点)の1割を減点する。また、同一年度に建設工事で不履行があった場合は不履行工事件数に応じて、発注工事の技術評価点(満点)を減点する。

35. 不当介入を受けた場合の措置
暴力団員等による不当介入(三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号)を受けた場合の措置について
(1) 受注者は暴力団員等(三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号)による不当介入を受けよう場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
(2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。

(3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

36. 電子メールの活用
「電子メールを活用した情報共有における実施要領 令和3年11月」を適用する。
(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照)

37. 主任技術者又は監理技術者
(1) 技術者要件
工事現場に配置する主任技術者又は監理技術者は、本工事の入札公告で定める技術者要件を満たす者としなければならない。
(2) 専任を要しない期間
1) 現場施工に着手するまでの期間
請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打合せにおいて定める。
2) 検査終了後の期間
工事完成後検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

38. 工事の一時中止
工事の一時中止の取り扱いについては「三重県工事一時中止に係るガイドライン」（平成29年7月3日三重県土木整備部）による。
三重県建設工事契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する基本計画書を発注者に提出し、協議する。
工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

39. 社会保険等未加入対策
(1) 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。
(2) 受注者は、施工体制台帳・再下請通知書・作業員名簿により下請業者が社会保険等に加えているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

40. 現場での安全確保（自主施工の原則）
(1) 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。
(2) 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い、指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。

41. 設計図書の照査
三重県公共工事共通仕様書第1編1章1-1-1-3 2.設計図書の照査に基づく照査を実施すること。また、照査の実施において、契約書第18条第1項1号から5号に該当する事実がない場合についても、その旨を監督員に報告すること。
なお、監督員の請求があった場合は、照査の実施が確認できる資料を提示すること。

IV. 施工仕様
下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。

1. 既設設備等の調査
既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着工前に十分な調査を行うこと。
(1) 地中埋設管路
1) 項目 ・埋設配管 ・構造物 ・その他 ()
2) 調査範囲 ・埋設ルート ・その他 ()
(2) 貫通及びはり
1) 項目 ・鉄筋 ・配管 ・その他 ()
2) 調査範囲 ・施工部分 ・その他 ()
(3) 既設との取合い
1) 項目 ●接続箇所 ●増設箇所 ・その他 ()
2) 調査範囲 ●施工部分 ・その他 ()

2. 施工前の測定等
改修工事にあたっては、工事範囲の既設機器の動作確認及び絶縁測定等を着工前に、監督員に報告すること。

3. 耐震基準
耐震措置の計算及び施工方法は、次の基準を適用する。
(1) 「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 平成25年版」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
(2) 「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」(一財)日本建築センター

4. 耐震基準
(1) 想定される地震に設備に対応させる。
(2) 耐震計算書を監督員に提出する。

5. はつり
(1) 穴開け及び補修 ・なし ・あり (貫通場所及び口径は別図による)
(2) 溝はつり及び補修 ・なし ・あり (はつり深さは別図による)

6. あと施工アンカー
性能確認試験及び施工確認試験 ・行う ・行わない

7. 基礎の配線ビット
基礎に配線ビットを設ける場合、ビットの寸法は敷設するケーブルの曲げ半径、条数、将来増設時の作業性、事故時の対応、排水等に配慮する。

8. 配管・配線の耐震措置
建物引込部の配管の耐震措置 ・行う ・行わない
建物のエキスパンションジョイント部の配線の耐震措置 ・行う ・行わない

9. 最上階の埋込配管
最上階のコンクリート屋根スラブへの埋込配管は、原則として行わない。

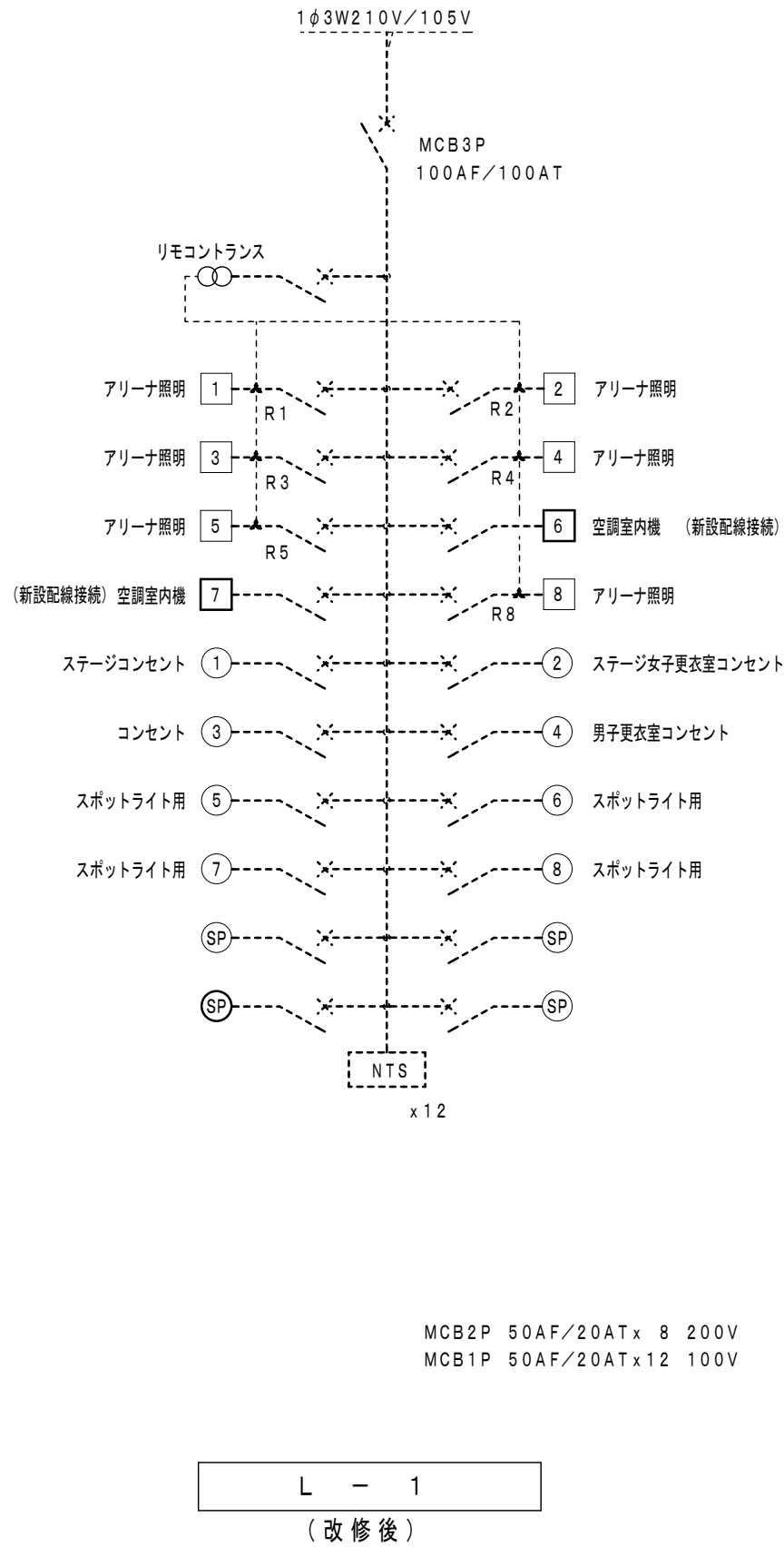
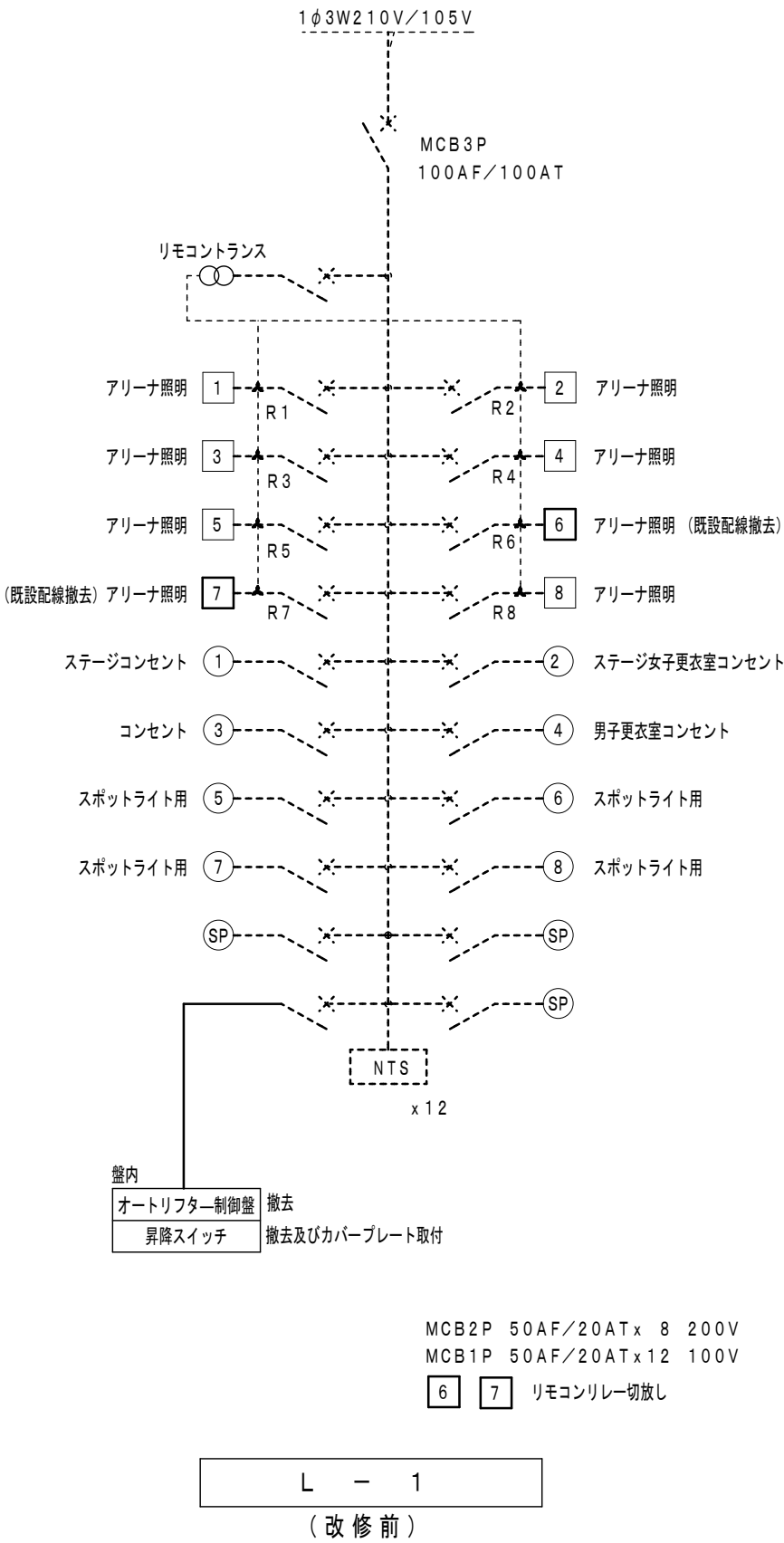
10. 露出配管
(1) 雨線外など水気のある場所に施設する場合は、U字配管を行わない。
(2) 防湿品は、ねじ込形を使用する。
(3) 断面配管で人が容易に触れるおそれのある部分（2m以下）の配管には、突起のない支持金物又は保護カバーを使用する。
(4) 通路部分では床配管を選び、天井配管の場合は原則2.1m以上とする。
(5) 監督員の指示がある場合は、上記に係わらずその指示に従う。

11. 合成樹脂管
(1) 合成樹脂管の管端には、プッシングを取り付ける。
(2) 原則として屋外の露出には使用しない。(PF管)

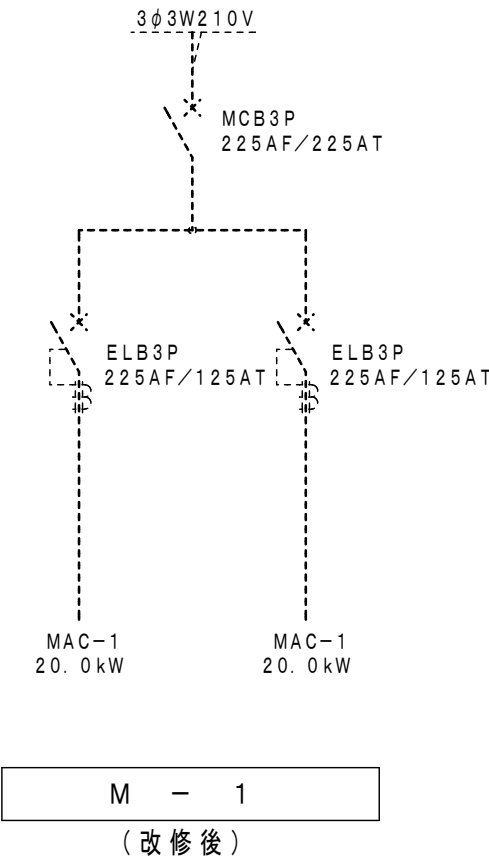
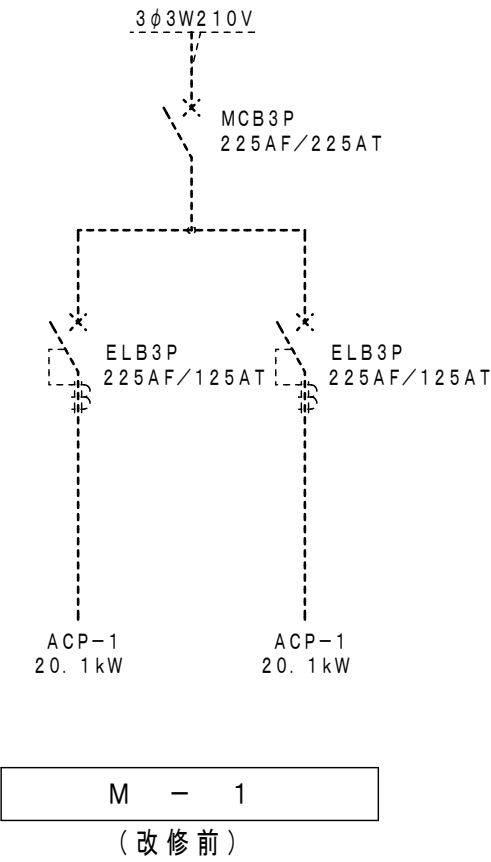
	公益財団法人 三重県建設技術センター	<table><tr><td>Job Title</td><td>木曽岬小学校ふれあいホール空調設備改修工事</td><td>DATE</td><td>2025-06</td></tr><tr><td>Drawing Title</td><td>電気設備工事 特記仕様書（1）</td><td>SCALE</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">設計担当者</td><td colspan="2" rowspan="3">E-01</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	Job Title	木曽岬小学校ふれあいホール空調設備改修工事	DATE	2025-06	Drawing Title	電気設備工事 特記仕様書（1）	SCALE		設計担当者		E-01					
Job Title		木曽岬小学校ふれあいホール空調設備改修工事	DATE	2025-06														
Drawing Title		電気設備工事 特記仕様書（1）	SCALE															
設計担当者		E-01																

備考	12. 予備配管等 (1)埋込型分電盤からの立上り予備配管は、予備回路が4回路以下は（P F 2 2）を1本、5回路以上は（P F 2 2）を2本施工する。スラブ天井の場合は、天井又は梁下2 0 0mmまで立上げ、位置ボックスを取付ける。また、二重天井の場合は、天井まで立上げ、位置ボックスを取付ける。 (2)防犯主装置、自動火災報知受信機、M D F、警報盤等の間に移報のための空配管を行う。	(3)増幅器からスピーカまでの配線及び非常電話の配線は、各系統ごとに独立させ、共通線方式は用いない。	(2)雷サージ保護 1)耐電トランス ・設置（・単相用 ・動力用） ・設置しない 2) S P D ・低圧用（・クラスⅠ ・クラスⅡ） ・通信用（・カテゴリ C 2 ・カテゴリ D 1） 3) S P Dの性能仕様は別図による 1) 低圧用 S P Dに使用する配線用遮断器は警報接点付とする。 2) 主幹機器の2次側に設ける場合の配線用遮断器は、定格遮断容量5 k A以上とする。 電話回線、制御回線などの通信回線に侵入するおそれがある場所は、雷サージから機器を保護するため通信用 S P Dを設置する。	【発電設備】 10. 燃料式発電設備 (1)用途 (2)設置場所 (3)機器 (4)発電装置 (5)燃料 (6)燃料槽 (7)給油ボックス (8)燃料移送ポンプ (9)基礎 11. その他発電設備 【通信・情報設備】 12. 構内情報通信網設備 13. 構内交換設備 (1)機器 (2)交換装置 (3)電話機 (4)端子盤類 (5)アウトレット 14. 情報表示設備 (1)設備 (2)マルチン装置 (3)出退表示装置 (4)時刻表示装置 (5)警報等表示装置 15. 映像音響設備	1) 用途 ・防災電源専用（防災認定品） ・防災電源兼用（防災認定品） ・一般用 2) 区分 ・屋内 ・非常用 ・屋外（・普通地域 ・塩害地域） ・発電装置 ・燃料槽 ・給油ボックス ・燃料移送ポンプ ・その他（ 1) 種類 ・ディーゼル発電装置 ・ガスエンジン発電装置 ・ガスタービン発電装置 ・簡易形 ・オープン式 ・キュービクル式（・85dB(A)/1m ・75dB(A)/1m） 3) 始動時間（停電検出後） ・1 0秒以内 ・4 0秒以内 ・（ ）秒以内 4) 連続運転時間 ・2時間以上 ・1 0時間以上 ・2/4時間以上 ・7 2時間以上 ・その他（ 5) 発電機 ①電気方式 ・三相3線式（・6. 6 k V ・2 0 0 V ・（ ）V） ・単相3線式（2 0 0 / 1 0 0 V） ・単相2線式（・2 0 0 V ・1 0 0 V ・（ ）V） ②定格周波数 ③定格出力（ ）k V A 6) 原動機 ①定格出力 ・（ ）k W 以上 ・（ ）p s 以上 ②冷却方式 ・ラジエータ方式 ・その他（ 1) 種類 ・軽油 ・灯油 ・A重油 ・その他（ 2) 引渡時燃料 ・満タン ・指定なし ・その他（ 1) 形式及び容量 ・パッケージ搭載タンク（ ）リットル ・燃料小出槽（ ）リットル ・主燃料槽（ ）リットル ・屋外型（・ステンレス製 ・鋼製） ・屋内部（・ステンレス製 ・鋼製） 2) 燃料小出槽 ①設置場所 ・屋内 ・屋外(地上) ・地下埋設（・タンク室内埋設 ・直埋設） ②形式 ・二重殻タンク ・一重殻タンク ・その他（ ③設置工事 ・本工事 ・別途工事 ・その他（ ④タンク室工事 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他（ 1) 材質 ・ステンレス製 ・鋼製 ・その他（ 2) 油量指示計 ・有 ・無 1) 電動ポンプ ・歯車ポンプ ・油中ポンプ 2) 手動ポンプ（ウイングポンプ） ・有 ・無 3) 電動ポンプ水没防止カバー ・有 ・無 ・本工事（・2 1 N/mm2 ・1 8 N/mm2） ・別途工事 ・既設利用 ・その他（ ・（ ）の仕様詳細は別図による。 【通信・情報設備】 12. 構内情報通信網設備 13. 構内交換設備 (1)機器 (2)交換装置 (3)電話機 (4)端子盤類 (5)アウトレット 14. 情報表示設備 (1)設備 (2)マルチン装置 (3)出退表示装置 (4)時刻表示装置 (5)警報等表示装置 15. 映像音響設備
	13. 金属製電線管等の塗装 (1)露出配管、露出ボックス、鋼製プルボックス等のうち下記の部分には、塗装を施す。 1) 屋外、屋内（電気室、機械室、E P S、居室、廊下）、その他建築意匠上必要な箇所。 2) 図面に特記なき場合は、溶融亜鉛メッキ鋼材製のポール及びアームは塗装しなくてもよい。ただし、図面に指示がある場合はその指示による。 3) 湿気、水気のある場所及びコンクリート埋込みの金属製位置ボックスの内面には絶縁性防錆塗料を十分に塗布すること。（監督員が指示した場所は除く。） 4) 仮枠貫通部の金属配管には錆止め塗装を施すこと。 (2)塗装はエッチングプライマー1種の下地処理のうえ、監督員の指定する色にて調合ペイント2回塗りとする。ただし、指定場所及びその他建築意匠上、必要な箇所の露出プルボックスは指定色焼付塗装とする。	29. 土工事 (1)埋戻しの材料及び工法 ・B種（材料：根切り土の中の良質土 / 工法：機器による締固め） ・その他（ ） ただし、配管周りの埋戻し材料は山砂とする。 (2)特記なき地中埋設配管の深さは、G Lー6 0 0mm以上とする。 (3)根切りの種類は、マンホール、ハンドホール、屋外受変電設備及び自家発電装置の基礎等は総掘り、埋設管路等は布掘り、外灯基礎、電柱等はつば掘りとする。 (4)機械掘削は根切り底を乱さないようにする。 (5)建設発生土の処理 ・構内敷ならし ・処分地指定（ ） ・処分地未定につき相互協議する。暫定運搬距離（ ）km 30. ハンドホール、マンホール 高さ9 0 0mmを超えるものにあつては、タラップ付とする。 なお、タラップの取付は4 5 0mm間隔以内とする。	4. 接地設備 (1)接地工事 (2)接地抵抗測定 (3)接地極埋設標 【受変電設備】 5. 受変電設備 (1)既設との取り合い (2)機器類 (3)盤類 (4)交流遮断器 (5)断路器 (6)負荷開閉器 (7)変圧器 (8)進相コンデンサ (9)直列リアクトル (進相コンデンサ用) (10)キュービクル等 (11)基礎 (12)記録ビット及び蓋 (13)設置場所 【電力貯蔵設備】 6. 直流電源設備 (1)用途 (2)容量 (3)整流装置 (4)蓄電池 (5)交流無停電電源設備 (1)用途 (2)容量 (3)給電方式 (4)整流装置等 (5)蓄電池 (6)性能 8. 電力平準化用蓄電設備 9. 分散電源エネルギーマネージメントシステム	高圧以外の受変電設備については、本項によらず別図による。 ・無し ・改造（機器取替、追加等を含む） ・増設 ・配線接続 ・その他（ ・盤類 ・交流遮断器 ・断路器 ・避雷器 ・負荷開閉器 ・変圧器 ・進相コンデンサ ・直列リアクトル ・配線用遮断器 ・電磁接触器 ・その他（ 1) 形式 ・キュービクル式配電盤（JIS C 4620） ・高圧スイッチギア（JEM 1425）（・CX ・CW ・PW ・MW） ・開放形配電盤 ・その他（ 2) 中通路 ・有 ・無 3) 特記事項（ ） 真空遮断器（V C B） ①操作方式 ・手動ばね操作 ・電動ばね操作 ・電磁操作 ②引外し方式 ・電流引外し ・コンデンサ引外し ・直流電圧引外し 1) 形式 ・3極単投 ・単極単投（避雷器用に限る） 2) 操作方式 ・遠方手動操作 ・フック棒操作（避雷器用に限る） 1) 形式 ・配電盤用 ・引込柱用 ・地中引込用 ①操作方式 ・フック棒操作 ・遠方手動操作 ・電動操作 ②限流ヒューズ ・有（ストライカ付き） ・無 ③引外し装置 ・ストライカ引外し ・電圧引外し ・無 ①本体及び制御箱の材質 ・ステンレス製 ・鋼製 ②保護装置 過電流蓄勢トリップ付地絡方向継電器とし、制御電源用変圧器内蔵とする ③避雷器 ・内蔵 ・無 保護装置は、過電流蓄勢トリップ付地絡方向継電器とし、制御電源用変圧器内蔵とする 1) 形式 ・油入 ・モールド 2) 設置方式 ・屋外型 ・屋内型 3) ダイアル温度計 ・有（・最大値指針 有 ・最大値指針 無 ） ・無 油入5 0 0 k V A以上、モールド1 5 0 k V A以上の場合は必須とする 1) 絶縁方式 ・油入 ・モールド ・ガス入 2) その他 ①内部異常を検知して動作する保護接点を設けること ②放電装置を附属又は内蔵すること 1) 絶縁方式 ・油入 ・モールド 2) 容量 ・6 % ・1 3 % 3) その他 内部異常を検知して動作する警報接点を設けること 1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に定める事項に加えて、施工年月、発注者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A 4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。 3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に定める事項に加えて、施工制御盤等年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A 4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。 3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 7) 電流計は赤指針付（定格電流指示）とする。 1) 受雷部 ・突針 ・棟上導体 ・笠木等の別途施工物 2) 避雷導線 ・引下げ導線 ・建築構造体利用 3) 接地極 ・接地極埋設 ・建築構造体利用 ・測定用補助接地極 4) 接地抵抗の測定 ①測定方法 ・電位差計方式 ・電圧降下法 ②測定回数 ・3回 ・（ ）回 5) 接地極埋設標を設置する。	
	14. 導入線 通線を行わない配管及び配線引抜き後に空となった配管には、導入線（φ 1. 2mm以上の樹脂被覆鉄線等）を挿入する。ただし、長さ1m以下の部分は省略することができる。	31. 地中配線路の表示杭 下記の箇所に、地中配線路の表示杭を設置する。 ① 建物への引込口及び送出口付近 ② マンホール・ハンドホール付近 ③ 地中線路の曲折箇所 ④ 道路横断箇所 ⑤ 直線部分では3 0 m程度に1個（3 0 mに満たない部分はその間に1個）	【発電設備】 1. 電灯設備 (1)既設等との取り合い (2)機器類 (3)一般照明器具 (4)照明制御器 (5)外灯 (単独設置) (6)コンセント等 (7)分電盤、制御盤等 2. 動力設備 (1)既設との取り合い (2)機器類 (3)負荷設備 (4)負荷設備への接続 (5)電動機等の接地 (6)分電盤、制御盤等 3. 雷保護設備 (1)避雷針	・無し ・盤改造 ●配線接続 ・電源供給 ・その他（ ） ●一般照明器具 ・照明制御装置 ・外灯（単独設置） ・コンセント等 ・分電盤、制御盤等 ・その他（ 1) 形式 ●公共型 ●一般型 2) 灯具 ●L E D 灯 ・その他（ ） 3) 用途 ●屋内用 ・屋外用 ・防災用 4) 環境 ●普通地域 ・塩害地域 5) 照明器具は、認証書又は認定書、試験成績書を提出すること。 1) センサ類 ・明るさセンサ ・人感センサ ・タイマ ・調光スイッチ ・その他（ ） 2) 調光方式 ・連続調光 ・段階調光 ・ON / OFF 制御 ・その他（ ） 3) 制御方式 ・有線 ・無線通信 1) 照明用ポール ①材質 ・アルミニウム製 ・鋼製 ・溶融亜鉛メッキ ・その他（ ） ②配線用遮断器又はカットアウトスイッチ内蔵型とする。 2) 基礎 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他（ ） 3) 灯具 ・L E D 灯 ・その他（ ） 4) 電源 ・商用電源(60Hz)（・200V ・100V） ・その他（ ） 5) 制御 ・E E スイッチ ・タイマ ・その他（ ） 6) 接地 ・単独接地（・本工事 ・別途工事 ・既設利用） ・共用 ・その他（ ） ・一般型 ・防水型 ・ハフテンションアクトレイト（・固定型 ・上下動型(アップ式を含む)） 1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A 4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。 3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 ・無し ・盤改造 ●配線接続 ・その他（ ） ・分電盤、制御盤等 ・その他（ ） ・給水 ・排水 ・消火 ●空調 ・換気 ・排煙 ・昇降機 ・その他（ ） 図面に特記明示がない場合、負荷設備への接続は本工事とする。 ・専用接地 ・金属管接地（7. 5 k W以下） 1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に定める事項に加えて、施工制御盤等年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A 4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。 3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 7) 電流計は赤指針付（定格電流指示）とする。 1) 受雷部 ・突針 ・棟上導体 ・笠木等の別途施工物 2) 避雷導線 ・引下げ導線 ・建築構造体利用 3) 接地極 ・接地極埋設 ・建築構造体利用 ・測定用補助接地極 4) 接地抵抗の測定 ①測定方法 ・電位差計方式 ・電圧降下法 ②測定回数 ・3回 ・（ ）回 5) 接地極埋設標を設置する。	
	15. 予備スリーブ 梁下に配管・配線スペースがない梁には、1 スパンに2本程度を予備スリーブとして埋込む。 なお、防火区画貫通スリーブは、防火区画処理を行うこと。	27. 発電設備の燃料配管 (1)フレキシブルジョイント取付位置は、施工前に所轄の消防署と十分に打合せを行う。 (2)配管の接続は、機器の取外し又は保守点検を考慮し施工する。	【発電設備】 10. 燃料式発電設備 (1)用途 (2)設置場所 (3)機器 (4)発電装置 (5)燃料 (6)燃料槽 (7)給油ボックス (8)燃料移送ポンプ (9)基礎 11. その他発電設備 【通信・情報設備】 12. 構内情報通信網設備 13. 構内交換設備 (1)機器 (2)交換装置 (3)電話機 (4)端子盤類 (5)アウトレット 14. 情報表示設備 (1)設備 (2)マルチン装置 (3)出退表示装置 (4)時刻表示装置 (5)警報等表示装置 15. 映像音響設備	・無し ・盤改造 ●配線接続 ・電源供給 ・その他（ ） ●一般照明器具 ・照明制御装置 ・外灯（単独設置） ・コンセント等 ・分電盤、制御盤等 ・その他（ 1) 形式 ●公共型 ●一般型 2) 灯具 ●L E D 灯 ・その他（ ） 3) 用途 ●屋内用 ・屋外用 ・防災用 4) 環境 ●普通地域 ・塩害地域 5) 照明器具は、認証書又は認定書、試験成績書を提出すること。 1) センサ類 ・明るさセンサ ・人感センサ ・タイマ ・調光スイッチ ・その他（ ） 2) 調光方式 ・連続調光 ・段階調光 ・ON / OFF 制御 ・その他（ ） 3) 制御方式 ・有線 ・無線通信 1) 照明用ポール ①材質 ・アルミニウム製 ・鋼製 ・溶融亜鉛メッキ ・その他（ ） ②配線用遮断器又はカットアウトスイッチ内蔵型とする。 2) 基礎 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他（ ） 3) 灯具 ・L E D 灯 ・その他（ ） 4) 電源 ・商用電源(60Hz)（・200V ・100V） ・その他（ ） 5) 制御 ・E E スイッチ ・タイマ ・その他（ ） 6) 接地 ・単独接地（・本工事 ・別途工事 ・既設利用） ・共用 ・その他（ ） ・一般型 ・防水型 ・ハフテンションアクトレイト（・固定型 ・上下動型(アップ式を含む)） 1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A 4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。 3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に定める事項に加えて、施工制御盤等年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A 4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。 3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 7) 電流計は赤指針付（定格電流指示）とする。 1) 受雷部 ・突針 ・棟上導体 ・笠木等の別途施工物 2) 避雷導線 ・引下げ導線 ・建築構造体利用 3) 接地極 ・接地極埋設 ・建築構造体利用 ・測定用補助接地極 4) 接地抵抗の測定 ①測定方法 ・電位差計方式 ・電圧降下法 ②測定回数 ・3回 ・（ ）回 5) 接地極埋設標を設置する。	
	16. ボックス類 位置ボックス及びジョイントボックス類は、特記なき場合、原則として金属製とする。	28. 非常放送設備のスピーカ設置 (1)放送区域の各からスピーカまでの水平距離は1 0 m以内とする。 (2)階段等にスピーカを設置する場合は、垂直距離1 5 m以内とする。	【発電設備】 10. 燃料式発電設備 (1)用途 (2)設置場所 (3)機器 (4)発電装置 (5)燃料 (6)燃料槽 (7)給油ボックス (8)燃料移送ポンプ (9)基礎 11. その他発電設備 【通信・情報設備】 12. 構内情報通信網設備 13. 構内交換設備 (1)機器 (2)交換装置 (3)電話機 (4)端子盤類 (5)アウトレット 14. 情報表示設備 (1)設備 (2)マルチン装置 (3)出退表示装置 (4)時刻表示装置 (5)警報等表示装置 15. 映像音響設備	・無し ・盤改造 ●配線接続 ・電源供給 ・その他（ ） ●一般照明器具 ・照明制御装置 ・外灯（単独設置） ・コンセント等 ・分電盤、制御盤等 ・その他（ 1) 形式 ●公共型 ●一般型 2) 灯具 ●L E D 灯 ・その他（ ） 3) 用途 ●屋内用 ・屋外用 ・防災用 4) 環境 ●普通地域 ・塩害地域 5) 照明器具は、認証書又は認定書、試験成績書を提出すること。 1) センサ類 ・明るさセンサ ・人感センサ ・タイマ ・調光スイッチ ・その他（ ） 2) 調光方式 ・連続調光 ・段階調光 ・ON / OFF 制御 ・その他（ ） 3) 制御方式 ・有線 ・無線通信 1) 照明用ポール ①材質 ・アルミニウム製 ・鋼製 ・溶融亜鉛メッキ ・その他（ ） ②配線用遮断器又はカットアウトスイッチ内蔵型とする。 2) 基礎 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他（ ） 3) 灯具 ・L E D 灯 ・その他（ ） 4) 電源 ・商用電源(60Hz)（・200V ・100V） ・その他（ ） 5) 制御 ・E E スイッチ ・タイマ ・その他（ ） 6) 接地 ・単独接地（・本工事 ・別途工事 ・既設利用） ・共用 ・その他（ ） ・一般型 ・防水型 ・ハフテンションアクトレイト（・固定型 ・上下動型(アップ式を含む)） 1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A 4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。 3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に定める事項に加えて、施工制御盤等年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A 4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。 3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 7) 電流計は赤指針付（定格電流指示）とする。 1) 受雷部 ・突針 ・棟上導体 ・笠木等の別途施工物 2) 避雷導線 ・引下げ導線 ・建築構造体利用 3) 接地極 ・接地極埋設 ・建築構造体利用 ・測定用補助接地極 4) 接地抵抗の測定 ①測定方法 ・電位差計方式 ・電圧降下法 ②測定回数 ・3回 ・（ ）回 5) 接地極埋設標を設置する。	
	17. 軽量間仕切のボックス 軽量間仕切に位置ボックスを固定する場合は、ボルト等により堅固に固定する。	29. 土工事 (1)埋戻しの材料及び工法 ・B種（材料：根切り土の中の良質土 / 工法：機器による締固め） ・その他（ ） ただし、配管周りの埋戻し材料は山砂とする。 (2)特記なき地中埋設配管の深さは、G Lー6 0 0mm以上とする。 (3)根切りの種類は、マンホール、ハンドホール、屋外受変電設備及び自家発電装置の基礎等は総掘り、埋設管路等は布掘り、外灯基礎、電柱等はつば掘りとする。 (4)機械掘削は根切り底を乱さないようにする。 (5)建設発生土の処理 ・構内敷ならし ・処分地指定（ ） ・処分地未定につき相互協議する。暫定運搬距離（ ）km 30. ハンドホール、マンホール 高さ9 0 0mmを超えるものにあつては、タラップ付とする。 なお、タラップの取付は4 5 0mm間隔以内とする。	【発電設備】 10. 燃料式発電設備 (1)用途 (2)設置場所 (3)機器 (4)発電装置 (5)燃料 (6)燃料槽 (7)給油ボックス (8)燃料移送ポンプ (9)基礎 11. その他発電設備 【通信・情報設備】 12. 構内情報通信網設備 13. 構内交換設備 (1)機器 (2)交換装置 (3)電話機 (4)端子盤類 (5)アウトレット 14. 情報表示設備 (1)設備 (2)マルチン装置 (3)出退表示装置 (4)時刻表示装置 (5)警報等表示装置 15. 映像音響設備	・無し ・盤改造 ●配線接続 ・電源供給 ・その他（ ） ●一般照明器具 ・照明制御装置 ・外灯（単独設置） ・コンセント等 ・分電盤、制御盤等 ・その他（ 1) 形式 ●公共型 ●一般型 2) 灯具 ●L E D 灯 ・その他（ ） 3) 用途 ●屋内用 ・屋外用 ・防災用 4) 環境 ●普通地域 ・塩害地域 5) 照明器具は、認証書又は認定書、試験成績書を提出すること。 1) センサ類 ・明るさセンサ ・人感センサ ・タイマ ・調光スイッチ ・その他（ ） 2) 調光方式 ・連続調光 ・段階調光 ・ON / OFF 制御 ・その他（ ） 3) 制御方式 ・有線 ・無線通信 1) 照明用ポール ①材質 ・アルミニウム製 ・鋼製 ・溶融亜鉛メッキ ・その他（ ） ②配線用遮断器又はカットアウトスイッチ内蔵型とする。 2) 基礎 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他（ ） 3) 灯具 ・L E D 灯 ・その他（ ） 4) 電源 ・商用電源(60Hz)（・200V ・100V） ・その他（ ） 5) 制御 ・E E スイッチ ・タイマ ・その他（ ） 6) 接地 ・単独接地（・本工事 ・別途工事 ・既設利用） ・共用 ・その他（ ） ・一般型 ・防水型 ・ハフテンションアクトレイト（・固定型 ・上下動型(アップ式を含む)） 1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A 4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。 3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に定める事項に加えて、施工制御盤等年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 図面ホルダーは、A 4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。）とする。 3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 7) 電流計は赤指針付（定格電流指示）とする。 1) 受雷部 ・突針 ・棟上導体 ・笠木等の別途施工物 2) 避雷導線 ・引下げ導線 ・建築構造体利用 3) 接地極 ・接地極埋設 ・建築構造体利用 ・測定用補助接地極 4) 接地抵抗の測定 ①測定方法 ・電位差計方式 ・電圧降下法 ②測定回数 ・3回 ・（ ）回 5) 接地極埋設標を設置する。	

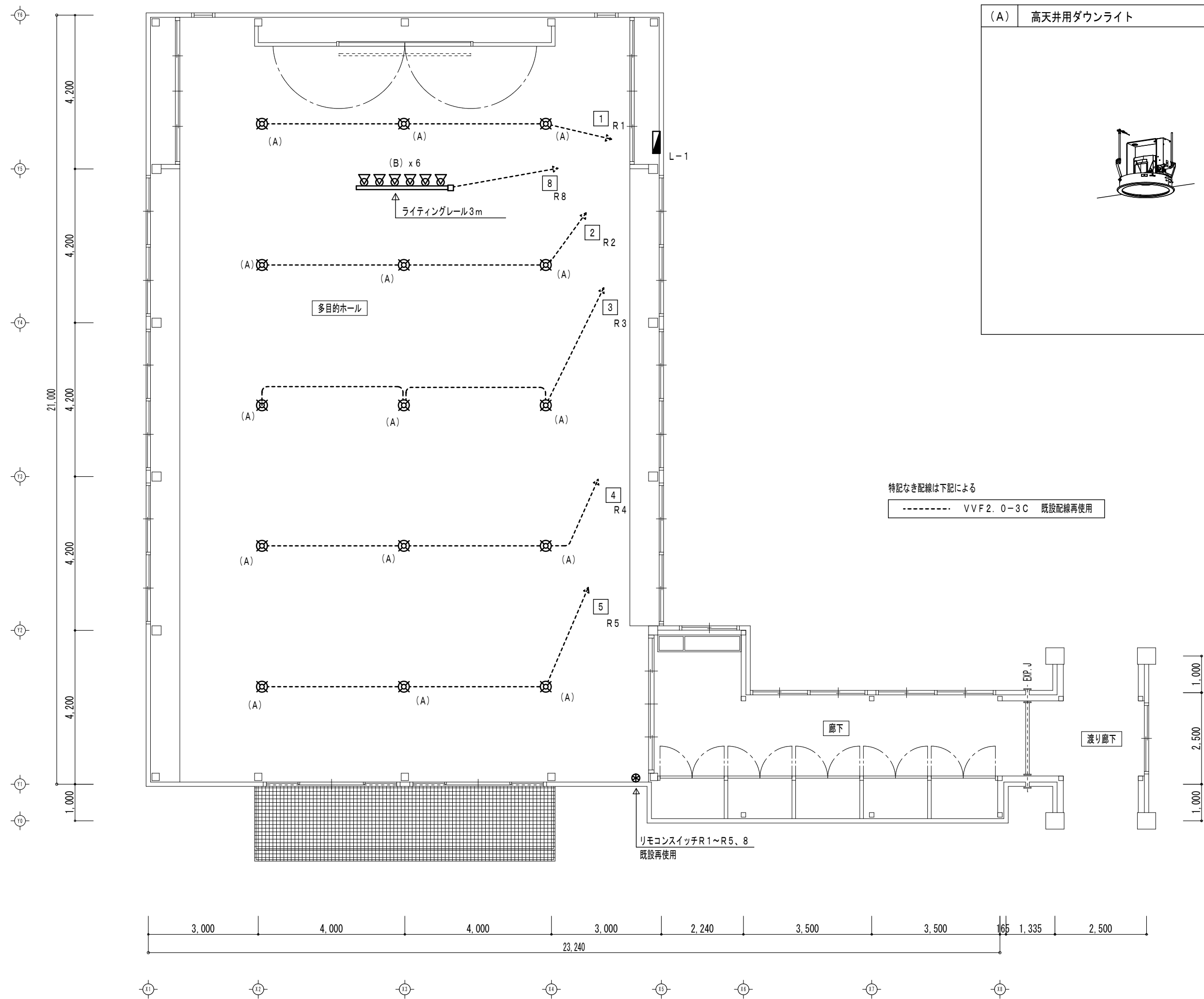
備考		公益財団法人 三重県建設技術センター	Job Title 木曽岬小学校ふれあいホール空調設備改修工事							DATE 2025- 06	
			Drawing Title 電気設備工事 特記仕様書（２）							SCALE	
			設計担当者							E - 0 2	



凡 例		
記 号	名 称	
	動 力 盤	
	電 灯 盤	
	高 天 井 ダ ウ ン ラ イ ト	
	高 天 井 ダ ウ ン ラ イ ト	撤去
	ス ポ ッ ト ラ イ ト	
	ス ピ ー カ ー	天井埋込
	煙 感 知 器	2 種



備 考		公益財団法人 三重県建設技術センター	Job Title 木曽岬小学校ふれあいホール空調設備改修工事						DATE
			Drawing Title 単線結線図・凡例						2025-06
			設計担当者						SCALE
									E-04



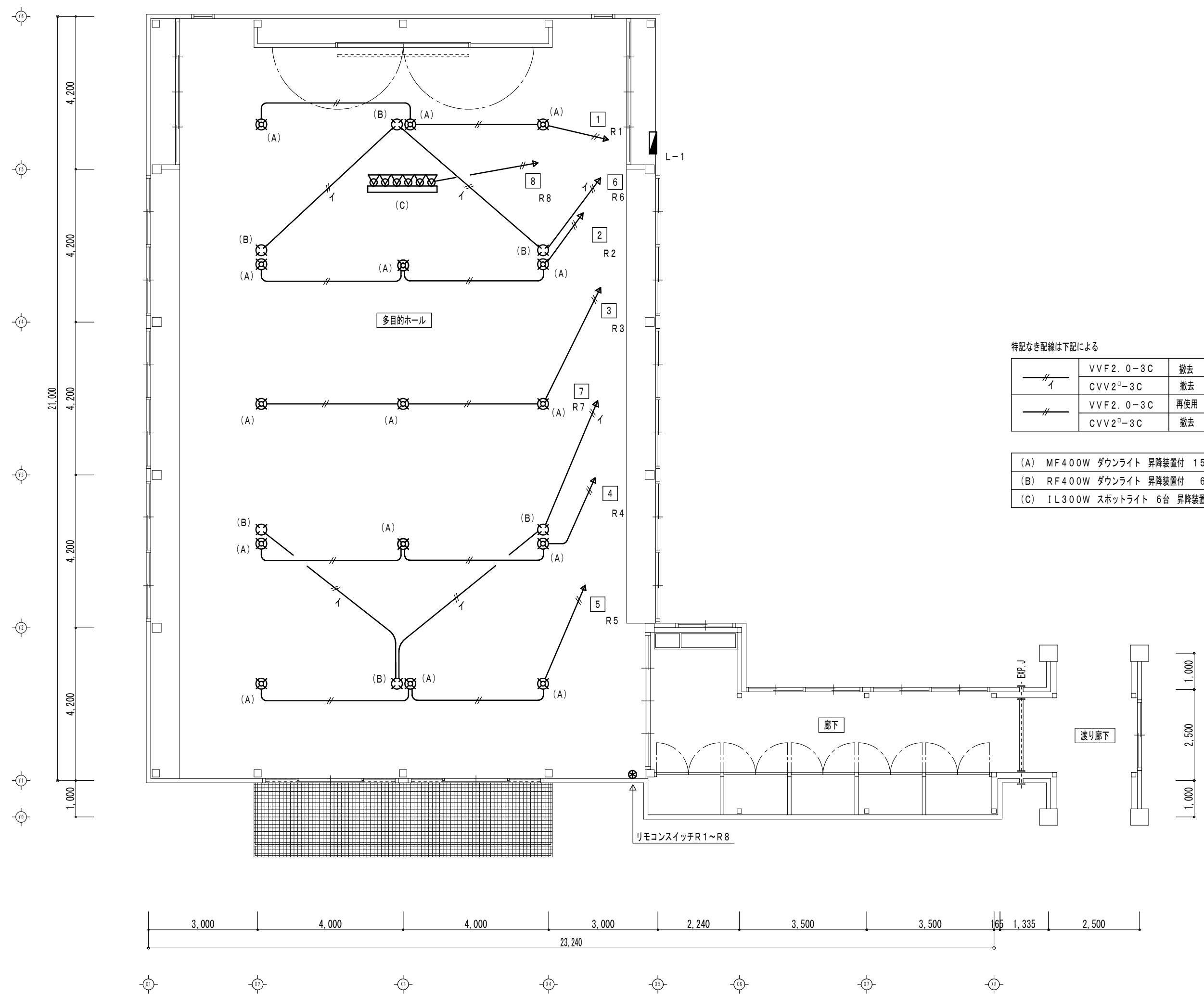
1階平面図 S=1/100
(改修後)

照明器具姿図

(A) 高天井用ダウンライト	LRS2-160	(B) スポットライト 250形	1490lm 100V配線ダクト取付型 狭角～広角、配光調整機能付
		パナソニック NTS00257BLE1 (参考)	

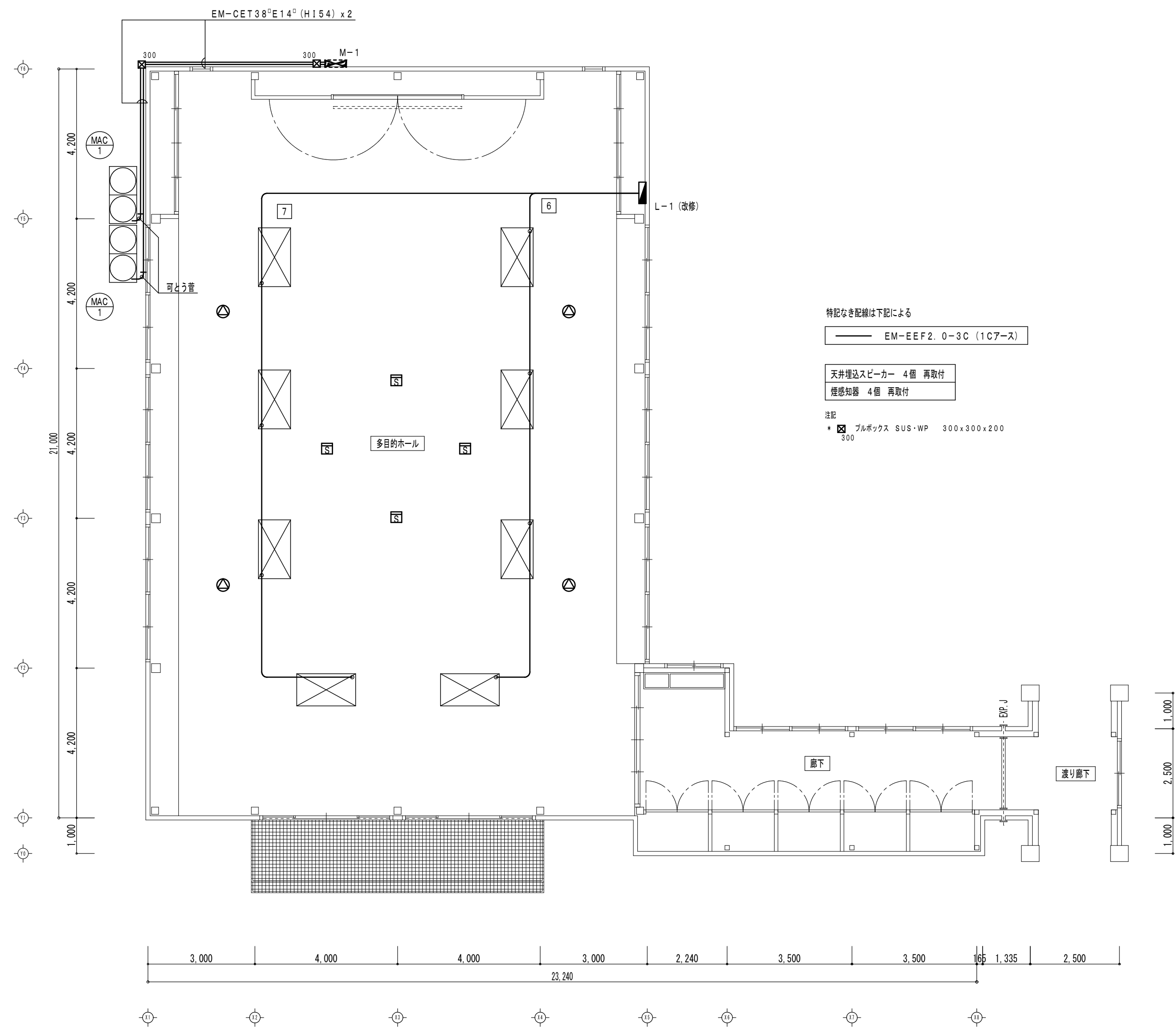
特記なき配線は下記による
----- VVF2.0-3C 既設配線再使用

備考		公益財団法人 三重県建設技術センター	Job Title	木曽岬小学校ふれあいホール空調設備改修工事							DATE	2025-06		
			Drawing Title	電灯設備図（改修後）							SCALE	A2=1/100 A3=1/141		
			設計担当者											E-05



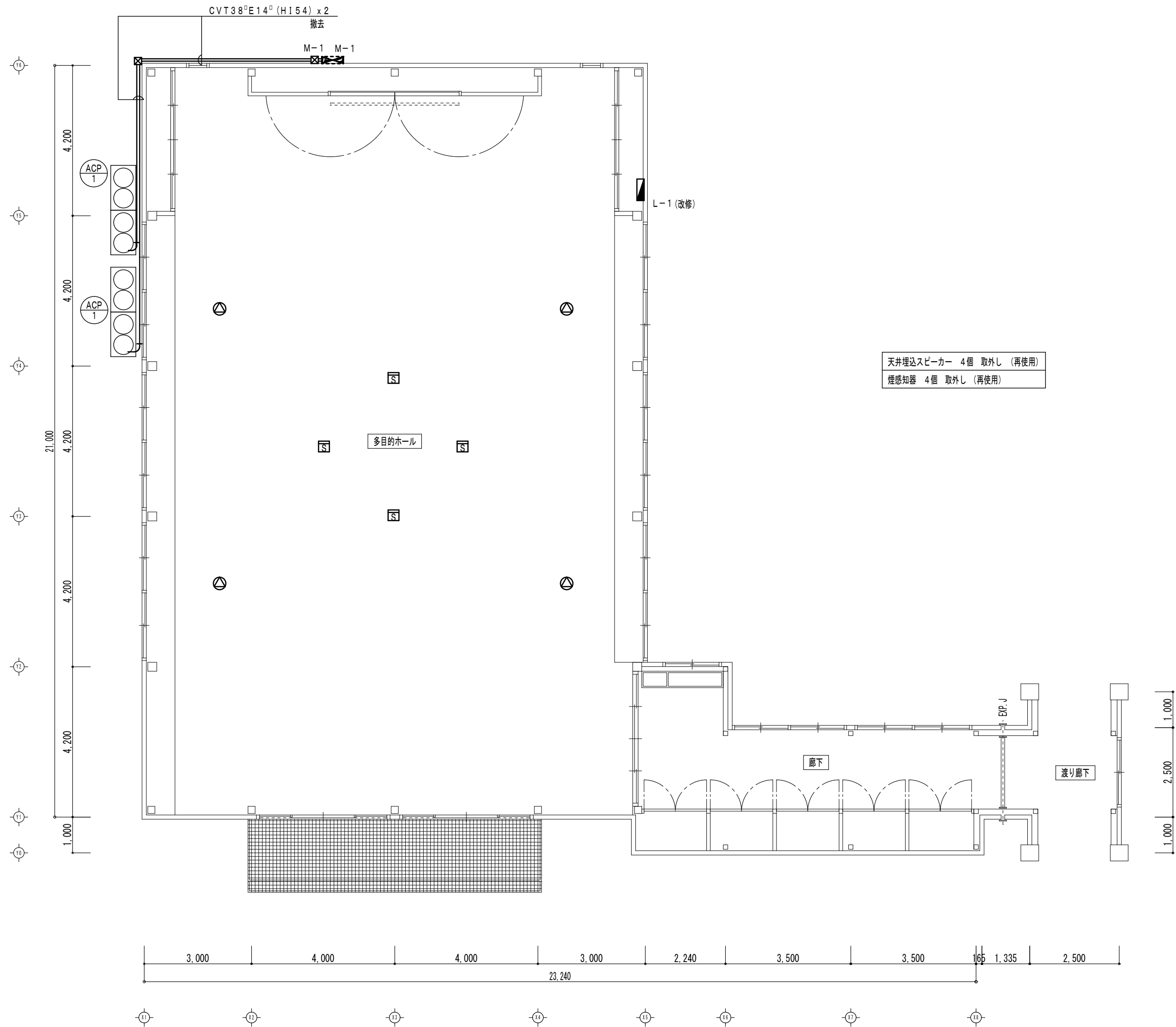
1階平面図 S=1/100
(改修前)

備考		公益財団法人 三重県建設技術センター	Job Title	木曽岬小学校ふれあいホール空調設備改修工事	DATE
			Drawing Title	電灯設備図 (改修前)	2025- 06
			設計担当者		
			E-06		



1階平面図 S=1/100
(改修後)

備考		公益財団法人 三重県建設技術センター	Job Title	木曽岬小学校ふれあいホール空調設備改修工事	DATE
					2025- 06
			Drawing Title	動力設備図・弱電設備図・火災報知設備 (改修後)	SCALE
					A2=1/100 A3=1/141
			設計担当者		
					E-07



1 階平面図 S = 1 / 100
(改修前)

備考		公益財団法人 三重県建設技術センター	Job Title	木曽岬小学校ふれあいホール空調設備改修工事	DATE
			Drawing Title	動力設備図・弱電設備図・火災報知設備 (改修前)	2025- 06
			設計担当者		
			E - 0 8		

[illegible]

○ 壁外排水接続	□ 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡芯三層管 JIS K 9798 (RF-VP) □ 排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管 AS-58 (REP-VU) □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管 JIS K 9797 (RS-VU) ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 □ コンクリート管 JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品) (1)排水路用鉄筋コンクリート管
○ 消火管	□ 配管用炭素鋼管 (白) JIS G 3452 (SGP-白) □ 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管 (白) WSP041 (SGP-VS) ※ 地中埋設管 VS は、取出し位置の地面又はSL、FL面より+100立ち上げた所までとする。
○ 冷温水配管	□ 配管用炭素鋼管 (白) JIS G 3452 (SGP-白) □ 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWMA K 140 (一般 : SGP-HVA)
○ 冷却水管	□ 配管用炭素鋼管 (白) JIS G 3452 (SGP-白) □ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWMA K116 (一般 : SGP-VA、VB) □ フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管 WSP 011 (一般 : SGP-FVA、FVB)
■ ドレン管	□ 配管用炭素鋼管 (白) JIS G 3452 (SGP-白) □ (屋外) カラー硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP) □ (屋内) 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP) □ (埋設) 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP) □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管VP)又は JIS K 9798 (リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡芯三層管RF-VP)規格品に機械モデルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。
■ 冷媒管	□ 銅及び銅合金継目無管 硬質、軟質又は半硬質 JIS H3300 □ 断熱材被覆鋼管 原管はJIS H3300による。製造者標準品ただし、保温厚は ガス管 20mm、液管 10mmとする。 ※ 冷媒用鋼管の肉厚は、冷凍保安規則関係例示基準の規定による。
○ 油管	□ 配管用炭素鋼管 (黒) JIS G 3452 溶接接合
○ 蒸気管	□ 配管用炭素鋼管 (黒) JIS G 3452 < (注) 溶接 (選) 65A以上 : 溶接 50A以下 : ねじ >
○ プライン管	□ 配管用炭素鋼管 (黒) (JIS : G 3452

鋼管	100A以下	—	2m以下
	25A以上	—	3m以下
ビニル管	80A以下	—	1m以下
耐火二層管	100A以上	—	2m以下
銅管			

※冷媒用銅管の横走り管の支持間隔

基準外径 9.52mm 以下	吊り間隔 1.5m以下	※ 液管・ガス管共吊りの場合は
基準外径 12.70mm 以上	吊り間隔 2.0m以下	液管の外径を基準とする。
形鋼振れ止め支持間隔は	銅管に準ずる。	

- | | | | |
|--------------|----------------------------|-----------|----------------------|
| (3) 保温塗装工事 | | | |
| ① 材料 | | | |
| □ グラスウール保温材 | 保温板、保温筒、保温帯 JIS A 9504 40K | | |
| (屋内一般等) | | | |
| □ 給水管 | □ 排水管 | □ 給湯管 | □ 消火管(露出部) |
| □ 蒸気管(往) | □ 蒸気管(還) | □ 冷水・冷温水管 | ■ ドレン管 |
| (屋外等) | | | |
| □ 給湯管(70℃以上) | □ 温水管 | □ 蒸気管 | □ 冷水・冷温水管 |
| □ 冷媒管 | □ | □ | □ |
| | | | |
| □ ロックウール保温材 | 保温板 JIS A 9504 1号又は2号 | | |
| (防火区画貫通部等) | | 保温管、 | ブランクット JIS A 9504 1号 |
| □ 給水管 | □ 排水管 | □ 給湯管 | □ 温水管 |
| □ 蒸気管 | □ 冷水・冷温水管 | □ 蒸気管 | □ 消火管 |

- | | | | |
|--|------------------------------------|------------------------------|-------------------------------|
| ☐ 合成樹脂調合ペイント塗り塗料 JIS K 5516 (合成樹脂調合ペイント) 1種
(露出) | | | |
| ☐ 給水管 | ☐ 排水管 | ☐ 通気管 | ☐ ドレン管 |
| ☐ ガス管 | ☐ 消火管 | ☐ 油管 | ☐ 冷却水管 |
| ☐ ダクト (亜鉛鉄板製) | ☐ ダクト (銅板製) | | |

- | | | | |
|---|--|--|--|
| ☐ アルミニウムペイント塗り塗料 | JIS K 5492 (アルミニウムペイント)
下塗りは錆止めペイント | | |
| ☐ 蒸気管 (還) | | | |

- | 機器ダクト保温厚 | |
|----------|---|
| 保温厚 | |
| 25mm | ダクト(屋内露出〔機械室、書庫、倉庫、陽藏部〕、消音チャンパー・エルボ
膨張タンク、銅製ダクト、排煙ダクト(ロックウール) |
| 50mm | ダクト(屋内露出〔一般居室、廊下〕)、サラライチャンパー、貯湯タンク類
冷水・冷温水・温水・環水タンク・熱交換器、冷水・冷温水・温水
・蒸気ヘッダー、排気筒陽藏部(ロックウール) |
| 75mm | 煙道(ロックウール) |

- | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------------|-----|----|-----------|----------|---------------|
| 屋内露出 | 保温筒 | 鉄線 | ※ リフィン7φ6 | 合成樹脂製カバー | |
| 倉庫内・倉庫・倉庫 | 保温筒 | 鉄線 | ※ リフィン7φ6 | 原紙 | アルミガラスクロス仕上 |
| 天井内・P・S内 | 保温筒 | 鉄線 | ※ リフィン7φ6 | | アルミガラスクロス仕上 |
| (温水・蒸気管以外) | | | | | |
| 箱型内(ビット内) | 保温筒 | 鉄線 | ※ リフィン7φ6 | | 着色アルミガラスクロス仕上 |
| 暖房露出 | 保温筒 | 鉄線 | ※ リフィン7φ6 | SUS板仕上 | |

ダクト・チャンパー・煙道 保温仕様					
	1	2	3	4	5
長方形ダクト	室内露出	一般・廊下	鉄板	カラー亜鉛鉄板	
		機械室	鉄板	アルミガラスクロス化粧保温板	アルミガラスクロス粘着テープ
	室内隠蔽、DS内		鉄板	アルミガラスクロス化粧保温板	アルミガラスクロス粘着テープ
スパイラルダクト	室内露出、多道箇所	一般・廊下	鉄板	ポリエチレンフィルム	鉄板
	室内露出	一般・廊下	保温帯	カラー亜鉛鉄板	
		機械室	アルミガラスクロス化粧保温帯	アルミガラスクロス粘着テープ	SUS鋼板
サブライザーチャンパー	室内露出、多道箇所	一般・廊下	鉄板	アルミガラスクロス化粧保温板	
		機械室	アルミガラスクロス化粧保温帯	アルミガラスクロス粘着テープ	SUS鋼板
	室内隠蔽、多道箇所		保温帯	ポリエチレンフィルム	
消音チャンパー、エルボ			鉄板	ガラスクロス	鋼板 鉄板又はアルミハシランゲル
縦横ダクト 長方形	室内隠蔽		鉄板	ガラスクロス	
縦横ダクト 円形	室内隠蔽		鉄板	アルミガラスクロス化粧保温板	アルミガラスクロス粘着テープ
煙道ダクト			アルミガラスクロス化粧保温帯	アルミガラスクロス粘着テープ	
排煙ダクト			鉄板	カラー亜鉛鉄板	

- | 機材 | 状態 | 塗料の種別 | 塗り回数 | | | 備考 |
|----|----|------------|------|-----|-----|--------------|
| | | | 下塗り | 中塗り | 上塗り | |
| 白管 | 露出 | 合成樹脂鋼管ペイント | 1 | 1 | 1 | 下塗りはさび止めペイント |
| 黒管 | 露出 | 合成樹脂鋼管ペイント | 2 | 1 | 1 | 下塗りはさび止めペイント |
- ※ 1) わけ切りの部分の鉄板は、さび止めペイント2回塗りを行う。

- 1 管スリーブの径は、原則として、管の外径（保温されるものは、保温厚を含む）より40mm程度大（ ≈ 2 サイズ）するものとする。
- ※ 荷重スリーブは、木柱又は鋼板（素管）とすると、
- 2 途中部分のスリーブは、規格ビル管（VU）とし、水密を要する部分のスリーブは、つば付き鋼管とする。
- 3 地中・梁以外の束状き管スリーブは、垂鉛鉄板製を原則とする。
- 4 4柱及び梁以外の箇所で、開口補強が不要であり、かつ、スリーブ径が200mm以上の部分は、紙張板弁としてもよい。
- 紙張板弁を用いる場合は、変形防止の措置を講じ、かつ、配管施工前に板材を必ず取除くものとする。

- 11 指定資材及び参考見積りメーカー

分類 管	資材名	規格・メーカー等（アイエヌエム）	
	塩化ビラニング鋼管	「水」マーク表示品 WSP規格品	
	配管用炭素鋼管	JISマーク表示品	
	強化ビニル管	JISマーク表示品 「水」マーク表示品	
	リサイクル塩化ビニル管	JISマーク表示品 塩化ビニル管・継手協会規格品	
継手	銅管	冷媒用	純イアック住環境 純コペルコマリアル銅管 純UACJ銅管 因幡電機産業（株） または同等品以上
	ステンレス鋼管		JISマーク表示品 「水」マーク表示品
	耐火二層管		国士交通大臣認定品
	ポリエチレン管		JISマーク表示品 日本ポリエチレンバイシステム協会規格品 「水」マーク表示品 建設設備用ポリエチレンバイシステム研究会規格品
	ライン工銅管継手	管端防食 フランジ	JF規格品 「水」マーク表示品 WSP規格品
	銅管継手	外面含む	JISマーク表示品 JPF規格品 WSP規格品
	ビニル管継手		JISマーク表示品 「水」マーク表示品
	銅管継手	冷媒用	純イアック住環境 東洋フイツテング㈱ 因幡電機産業㈱ または同等品以上
	ステンレス鋼管継手		JISマーク表示品 SAS規格品 「水」マーク表示品
	耐圧一般管継手		国士交通大臣認定品
弁	断熱管継手（ベローズ形、スリーブ形）		JISマーク表示品（ベローズ型） SHASE-S表示品（スリーブ型）
	可とう継手		トーレ㈱ 日立金属㈱ 熊ペン 朝日シタケ または同等品以上
	青銅弁・鉄鍍金 その他弁類		JISマーク表示品 ㈱キッツ 東洋バルブ㈱ 日立金属㈱ 熊ペン 朝日シタケ または同等品以上
			JISマーク表示品
保温材	グラスウール保温材		JISマーク表示品
	ロックウール保温材		
ポンプ 類	球形遠心ポンプ （空潤滑、ボイラー給水用、排水用）		設備機材等評価名簿による。
	水中モーターポンプ （汚水用、雑排水用、汚物用）		
電動機	立形直達ポンプ（ボイラー給水用、排水用）		
	電動機		シノファニテクノロジー㈱ ㈱東芝 ㈱日立製作所 富士電機㈱ パナソニック㈱ 三菱電機㈱ 槻明電気 または同等品以上
衛生 器具	衛生陶器・水栓		JISマーク表示品
	衛生器具ユニット		設備機材等評価名簿による。 設備機材等評価名簿による。
タンク	RFR製バナルタック		
	セラミック陽膜式膨張タック（空潤滑・給湯用）		
	φ101銀板鋼バ ね付タ （溶接組立形） φ101銀板鋼バ ね付タ （針組立形）		
樹 木	円筒型		協和コンクリート工業㈱ インフラテック㈱ 桑名工業㈱ 雨丸八重産業 または同等品以上 （公社）日本下水道協会 アズマ㈱・たわばり協会 規格対象品又は準拠品
	塩ビ樹		
鉄鉄 製品	排水金物		カネソノ㈱ ダイド㈱ ㈱中部コーポレーション 福西諸備㈱ または同等品以上
	鉄鉄敷ふた	マンホールふた 井戸ふた	設備機材等評価名簿による。
量水器	量水器		愛知時計電機㈱ アズビル金門㈱ または同等品以上
ガス 器具	ガス配管器具		I・T・O㈱ ㈱精機精製製作所 ㈱藤井合資製作所 富士工業㈱ または同等品以上
	ガス給湯器	都市ガス 液化石油ガス	ガス供給者の承認する製造者の製品 「ガス事業法」「液化石油ガスの保安の確保及び 取引の適正化に関する法律」に基づき省令 による認証を付したものと
ガス 警報器	ガス警報システム		アズビル金門㈱ 富士工業㈱ 富士電機㈱ パナソニック㈱ 矢崎総業㈱ または同等品以上
	厨房機器	厨房システム	設備機材等評価名簿による。

濾過装置			ガルパノ機 栗田工業機 サンエイ工業機 機三協 機三達ろ過工業 機タクマ 理水化学機 または同等品以上
滅菌機			株磯村 株オーラックス 水道機工機 日本曹達機 または同等品以上
消火装置	消火栓類		機立売組製作所 機北浦製作所 株村上製作所 機横井製作所 または同等品以上
	消火栓ホース		日本消防定協会の合格表示品 設備機材等評価名簿による。
	スプリンクラー消火システム		
	不活性ガス消火システム		
	泡消火システム		
	ハロゲン化物消火システム		
浄化槽	合併浄化槽	RC造	株ダイキアクシス 株西原ネオ フジグリーン工業機 藤吉工業機 または同等品以上
		FRP	国土交通大臣型認定品
簡易水洗	クリーントイレ		機LIXIL 積水化学工業機 ネボン機 パナソニック機 ロンシール機器機 または同等品以上
フロア			朝日機工機 機アレネット 新明和工業機 安永エポソフ機 または同等品以上
阻集器	グリス・ガソリントラップ		カネソウ機 下田エコテック機 ホーコス機 または同等品以上
特殊ガス	特殊ガス設備		エア・ウォーター機 機セントラルユニ 日酸TANAKA機 日本エアー・リキード機 または同等品以上
計測機器			株島津製作所 東亜DMX機 機日立製作所 富士精密電機機 機河電機機 または同等品以上
化学実験装置			株島津理化 株ダルトン 機ヤガミ ヤマト科学機 または同等品以上
製缶類	製缶類、熱交換		株島倉鉄工所 株広島鉄工 株ベルテクノ 機前田鉄工所 森松工業機 または同等品以上
温水発生機	真空式温水発生機（銅製・鉄製） 無圧式温水発生機（銅製・鉄製） 電気温水器		設備機材等評価名簿による。 株知金属工業機 株東芝 機日本イトミック パナソニック機 三菱電機機 または同等品以上
ボイラー	銅製簡易ボイラー及び簡易貫流ボイラー 鉄製ボイラー及び鉄製簡易ボイラー 銅製小型ボイラー及び小型貫流ボイラー 銅製ボイラー		設備機材等評価名簿による。
冷凍機	チリングユニット及び 空気熱源ヒートポンプユニット 吸収冷凍温水機 吸収冷凍温水機ユニット 遠心冷凍機		設備機材等評価名簿による。
空気調和機	ユニット形空調調和機 ファンコイルユニット及び カセット形ファンコイルユニット コンパクト形空調調和機 パッケージ形空調調和機 マルチパッケージ形空調調和機 「エアジューズ」型 式空調調和機		設備機材等評価名簿による。
冷却塔	冷却塔		設備機材等評価名簿による。
防振装置	防振材・防振装置		倉敷化工機 特許機器機 機ブリヂストン 機明治ゴム化成 または同等品以上
加湿器			ウェットマスター機 ビーエス工業機 または同等品以上
送風機類	遠心送風機（多翼形送風機） 斜流送風機 軸流送風機 清音ボックス付送風機		設備機材等評価名簿による。
換気扇	換気扇類		テラルクリタ機 株東芝 日立アプライアンス機 パナソニック機 三菱電機機 または同等品以上
全熱交換器	全熱交換器（回転形、静止形） 全熱交換ユニット		設備機材等評価名簿による。
空気清浄装置	FFU等（ハ形形、折込み形） 自動巻取形エアフィルター 電気集じん器（自動巻取形、ハ形形）		設備機材等評価名簿による。
ダクト附属品	吹出口、吸込口 風量ユニット（定風量、変風量）		設備機材等評価名簿による。
ダクト	亜鉛鉄板 ステンレス鋼板 スライダダクト		JIS規格品 JIS規格品 株東本鐵工所 株新富士空調 フジモリ産業機 または同等品以上
	フレキダクト		ライ実業機 機オーツカ 株東本鐵工所 または同等品以上
自動制御	自動制御システム		設備機材等評価名簿による。

【注記】 ① JISマーク、マーク（衛生土木建築協会規格）、NSP（日本鋼管協会規格）、SHASE-S（空気衛生・衛生工学協会規格）、JPF（日本金属加工協会規格）SAS（ステンレス協会規格）の番号については、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」による。② JISマークの表示は指定された資材は、工機標準化施工規則に基づき、製品・包装の外、表面の色、結束コードなどの納品書にJISマーク表示のあるものとする。③ 設備機材等評価名簿とは、「建築材料、設備機材等品質性能評価書（設備機材等評価名簿（最新版）」をいう。但し、評価名簿による場合、「納入地区及びアフターサービス地区」に中部地区が含まれていて、評価の有効期限内にある場合に有効とする。

備 考		公益財団法人 三重県建設技術センター	<table><tr><td colspan="6">Job Title</td><td colspan="2">DATE</td></tr><tr><td colspan="6">木曾岬小学校ふれあいホール空調設備改修工事</td><td colspan="2">2025-06</td></tr><tr><td colspan="6">Drawing Title</td><td colspan="2">SCALE</td></tr><tr><td colspan="6">機械設備工事 特記仕様書（２）</td><td colspan="2">A2=N, S A3=N, S</td></tr><tr><td colspan="6">設計担当者</td><td colspan="2">M-02</td></tr></table>							Job Title						DATE		木曾岬小学校ふれあいホール空調設備改修工事						2025-06		Drawing Title						SCALE		機械設備工事 特記仕様書（２）						A2=N, S A3=N, S		設計担当者						M-02	
	Job Title						DATE																																										
	木曾岬小学校ふれあいホール空調設備改修工事						2025-06																																										
	Drawing Title						SCALE																																										
	機械設備工事 特記仕様書（２）						A2=N, S A3=N, S																																										
設計担当者						M-02																																											

新設機器表						
記 号	機 器 名 称	仕 様	消費電力	台 数	設 置 場 所	付 属 品 他
MAC-1	マルチパッケージ形 空気調和機	型 式：屋外機	3φ200V	2	機械置場	分岐管、他一式
		冷 房 能 力：56.0 kW	18.7 kW			
		暖 房 能 力：63.0 kW	20.0 kW			
		圧 縮 機：8.78×2 kW				
MAC-1-1	マルチパッケージ形 空気調和機	型 式：天井ビルトイン形	1φ200V	8	多目的ホール	吸込パネル
		冷 房 能 力：14.0 kW	0.23 kW			キャンバスダクト
		暖 房 能 力：16.0 kW	0.23 kW			新鮮空気取入口(4台のみ)
		送 風 機：0.259 kW				冷媒検知警報器
						安全遮断弁
	ワイヤードリモコン	運転、停止、温度設置、状態監視、異常表示等	1φ100V	2	多目的ホール	

既設空調機器表						
記 号	機 器 名 称	仕 様	電 源	台 数	設 置 場 所	付 属 品 他
【撤去】 ACP-1	マルチパッケージ形 空気調和機	型 式：屋外機	3φ200V	2	機械置場	マルチコントローラ
		冷 房 能 力：45,000 Kcal/h	19.1 kW			【型番】MAR-M201HTM
		暖 房 能 力：48,400 Kcal/h	20.1 kW			
【撤去】 CID-1	マルチパッケージ形 空気調和機	型 式：天井埋込ビルトイン形	1φ200V	8	多目的ホール	吸込パネル(1,430×500)
		冷 房 能 力：12,500 Kcal/h	0.24 kW			吸込口キャンバス
		暖 房 能 力：14,500 Kcal/h	0.24 kW			新鮮空気用フランジ
						【型番】AID-12538H
【再利用】 HEU-1	全熱交換ユニット	型 式：天井埋込形	1φ100V	4	多目的ホール	
		風 量：500 m³/h	225.0 W			【型番】VN-500AS
【撤去】	ワイヤードリモコン		1φ100V	2	多目的ホール	

- 特 記
1. 能力条件は全てJIS B8616条件とする。

2. 機器の製作仕様は国土交通省仕様とする。
但し該当しない機器については製造者標準仕様とする。

3. 機器入力、圧縮機電動機出力、送風機電動機出力及び制御用電源の合計値を示す。

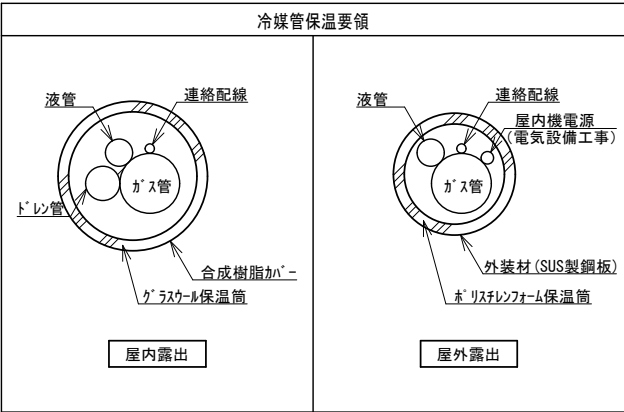
4. 機器類の能力は同等以上とする。

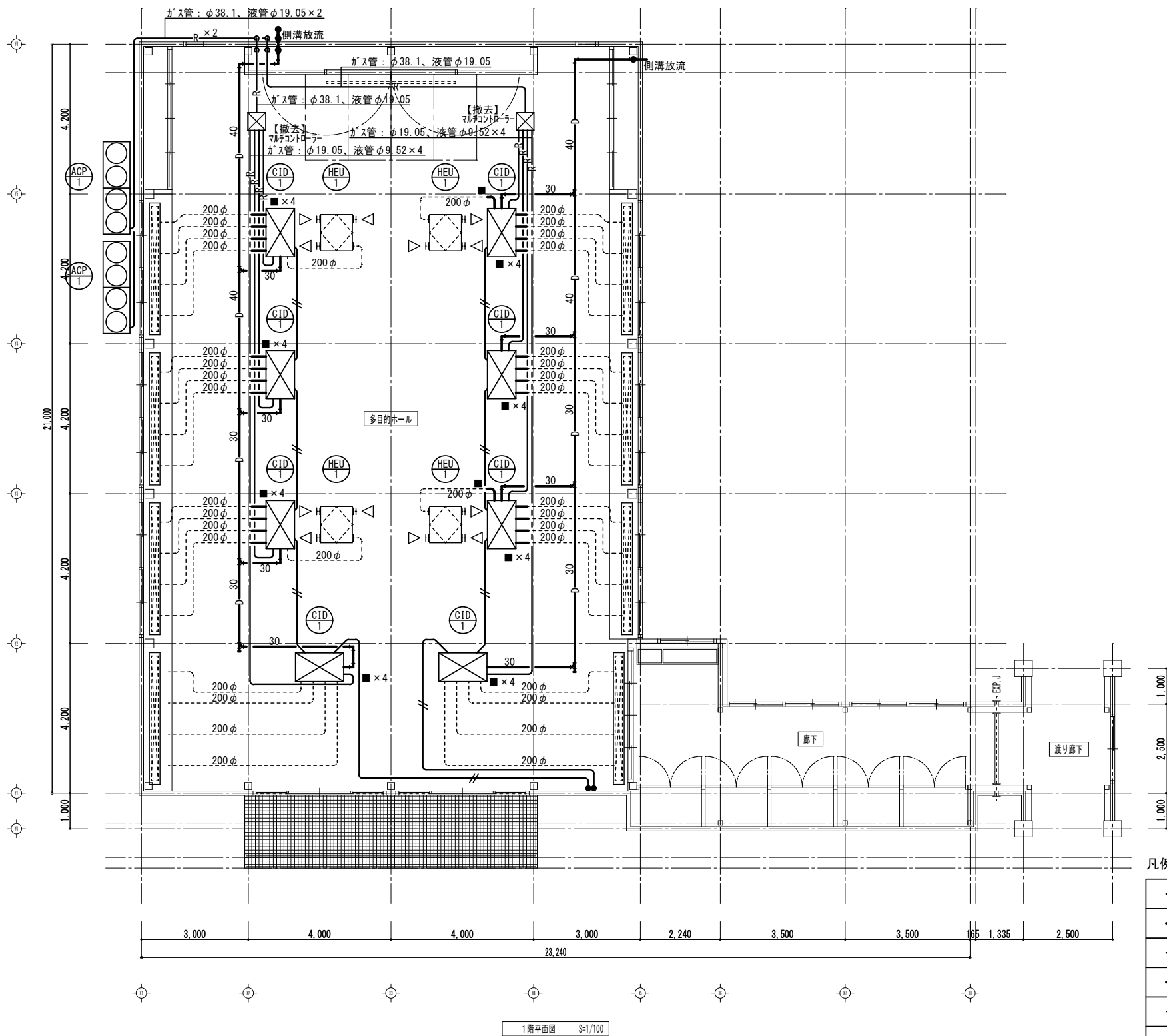
5. 電動機出力、消費電力等は、参考値とする。

6. グリーン購入法適合品とする。（該当する場合のみ）

7. 屋外機の据付はSUS製ボルトとし、ダブルナットにて締め付けること。

8. 屋内機の吊ボルト下部はダブルナットにて固定すること。





既設制気口	
多目的ホール	
吹出口	
フリースライン (タプル) L=3,500	
BOX	3,700×300×400H ×4
	GW-25mm内貼り

凡例	
—R—	【撤去】既設冷媒管
—D—	【撤去】既設ドレン管
—//—	【撤去】個別リモコン線
—	【撤去】既設ダクト
---R---	既設冷媒管
---D---	既設ドレン管
---	既設ダクト
■	既設切斷

備考		公益財団法人 三重県建設技術センター	Job Title	木曽岬小学校ふれあいホール空調設備改修工事	DATE	2025- 06
			Drawing Title	空調設備平面図【改修前】	SCALE	A2=1/100 A3=1/141
			設計担当者			
				M-05		

暴力団等不当介入に関する特記仕様書

1 契約の解除

木曽岬町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第3条及び第4条の規定による措置を受けたときは、当該契約の解除ができるような措置を講ずることがある。

2 通報義務

暴力団等による不当介入を受けた場合、次の義務を負うものとする。

- (1) 契約案件等において、暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行う。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を町長に報告すること。
- (3) 契約案件等の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、町長と協議を行うこと。

3 暴力団等による不当介入に対する通報義務の実効性を確保するため、以下の措置を講ずることがある。

(1) 指名停止又は文書注意

暴力団等による不当介入を受けた受注者が所轄の警察への通報等及び町長への報告を怠った場合は、指名停止又は文書注意を行う。

(2) 工事成績への反映

指名停止を受けた者については、工事成績評定を減点する。

(3) 暴力団等による不当介入を受けた場合において、警察への通報又は町長への報告を怠った旨の公表をする。

(4) 優良工事施工団体表彰の表彰日までに(1)による指名停止又は文書注意を受けた者については、町の推薦基準に基づき、表彰対象から除外するものとする。